

様式第5号（第6条関係）

令和7年4月23日

美作市議会議長 様

美作市議会議員

西村 大司

令和6年度政務活動費収支報告書について

美作市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年美作市条例第18号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

1 収入

政務活動費 360,000 円

2 支出

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費	108,005	ガソリン代
資料作成費		
資料購入費	59,700	新聞代
広報費	242,400	広報物印刷代
広聴費		
人件費		
事務所費		
その他経費	4,500	名刺代
合計	414,605	

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記入のこと。

3 残金

0 円



(様式第2号)

政務活動記録 (ガソリン代)

活動議員氏名	西村 大司
--------	-------

月毎の支払集計額 (円)	
4月	11,273
5月	13,431
6月	12,022
7月	21,745
8月	20,455
9月	12,870
10月	22,928
11月	17,979
12月	20,215
1月	19,391
2月	24,378
3月	19,324
合計	① 216,011
該当経費 (①×按分率1/2、ただし年額上限120,000円)	
108,005	

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付)

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年05月16日 18:22

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
17.34L *

¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥933)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6097-02 デ-5No5815-5817
001 2024/05/17

納品書(領収書)

2024年04月26日 17:08

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
24.70L *

173円 ¥4,273
(内ガソリン税53.80円 ¥1,329)
6421-00
ワックス洗車
1.00L(個) *

1650円 ¥1,650
合計 ¥5,923
(消費税10%対象 ¥5,923
内消費税等 ¥538)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3818-01 デ-5No8662-8667
006 2024/04/27

納品書(領収書)

2024年04月20日 11:29

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
23.12L *

¥4,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,244)
合計 ¥4,000
(消費税10%対象 ¥4,000
内消費税等 ¥364)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3075-02 デ-5No6378-6380
007 2024/04/20

ENEOS

納品書(領収書)

2024年04月06日 16:47

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
17.34L *

¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥933)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 1482-02 デ-5No1501-1503
008 2024/04/07

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年06月09日 15:36

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
35.20L *
173円 ¥6,089
(内ガソリン税53.80円 ¥1,894)
合計 ¥6,089
(消費税10%対象 ¥6,089)
内消費税等 ¥554
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 0821-01 デ-No4146-4148
006 2024/06/09

納品書(領収書)

2024年06月24日 14:53

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
34.30L *
173円 ¥5,933
(内ガソリン税53.80円 ¥1,845)
合計 ¥5,933
(消費税10%対象 ¥5,933)
内消費税等 ¥539
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 2436-01 デ-No9047-9049
007 2024/06/25

納品書(領収書)

2024年05月08日 12:12

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
31.20L *
173円 ¥5,397
(内ガソリン税53.80円 ¥1,679)
合計 ¥5,397
(消費税10%対象 ¥5,397)
内消費税等 ¥491
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 5073-01 デ-No2639-2641
007 2024/05/08

ENEOS

納品書(領収書)

2024年05月22日 13:09

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
29.10L *
173円 ¥5,034
(内ガソリン税53.80円 ¥1,586)
6410-00
水洗い洗車 1.00L(個) *
1320円 ¥1,320
合計 ¥6,354
(消費税10%対象 ¥6,354)
内消費税等 ¥578
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6700-02 デ-No7661-7666
005 2024/05/22

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年07月30日 16:31

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
33.00L *
173円 ¥5,709
(内ガソリン税53.80円 ¥1,775)
合計 ¥5,709
(消費税10%対象 ¥5,709
内消費税等 ¥519)
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。
有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6584-01 データNo1595-1597
007 2024/07/31

納品書(領収書)

2024年07月20日 14:04

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
35.10L *
173円 ¥6,072
(内ガソリン税53.80円 ¥1,888)
合計 ¥6,072
(消費税10%対象 ¥6,072
内消費税等 ¥552)
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。
有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 5417-01 データNo8029-8031
008 2024/07/21

納品書(領収書)

2024年07月09日 11:48

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
31.20L *
173円 ¥5,397
(内ガソリン税53.80円 ¥1,679)
合計 ¥5,397
(消費税10%対象 ¥5,397
内消費税等 ¥491)
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。
有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 4119-02 データNo4112-4114
007 2024/07/09

ENEOS

納品書(領収書)

2024年07月01日 09:38

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
26.40L *
173円 ¥4,567
(内ガソリン税53.80円 ¥1,420)
合計 ¥4,567
(消費税10%対象 ¥4,567
内消費税等 ¥415)
Tポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。
有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3189-02 データNo1288-1290
001 2024/07/01

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3189-02 データNo1288-1290
001 2024/07/01

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年08月01日 16:47

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
28.90L *
¥5,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,555)
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6863-01 データNo2395-2397
001 2024/08/02

納品書(領収書)

2024年08月09日 10:10

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
34.50L *
173円 ¥5,968
(内ガソリン税53.80円 ¥1,856)
合計 ¥5,968
(消費税10%対象 ¥5,968
内消費税等 ¥543)
Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 7776-01 データNo5204-5206
006 2024/08/09

納品書(領収書)

2024年08月17日 16:27

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
17.34L *
¥3,000
(内ガソリン税53.80円 ¥933)
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 0798-02 データNo8375-8377
003 2024/08/18

ENEOS

納品書(領収書)

2024年08月23日 14:09

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
37.50L *
173円 ¥6,487
(内ガソリン税53.80円 ¥2,018)
合計 ¥6,487
(消費税10%対象 ¥6,487
内消費税等 ¥590)
Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 1443-01 データNo0333-0335
006 2024/08/24

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年10月10日 17:47

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
36.80L *
173円 ¥6,366
(内ガソリン税53.80円 ¥1,980)
合計 ¥6,366
(消費税10%対象 ¥6,366
内消費税等 ¥579)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 7378-01 デ-No8636-8638
001 2024/10/11

納品書(領収書)

2024年10月04日 16:47

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
37.90L *
173円 ¥6,556
(内ガソリン税53.80円 ¥2,039)
合計 ¥6,556
(消費税10%対象 ¥6,556
内消費税等 ¥596)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6728-01 デ-No6628-6630
005 2024/10/05

納品書(領収書)

2024年09月10日 16:36

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
38.50L *
173円 ¥6,660
(内ガソリン税53.80円 ¥2,071)
合計 ¥6,660
(消費税10%対象 ¥6,660
内消費税等 ¥605)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3690-02 デ-No7213-7215
005 2024/09/11

ENEOS

納品書(領収書)

2024年09月24日 15:50

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
36.90L *
173円 ¥6,210
(内ガソリン税53.80円 ¥1,931)
合計 ¥6,210
(消費税10%対象 ¥6,210
内消費税等 ¥565)

Tポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 5449-02 デ-No2894-2896
008 2024/09/25

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2024年11月30日 16:13

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
35.50L *
173円 ¥6,141
(内ガソリン税53.80円 ¥1,910)
合計 ¥6,141
(消費税10%対象 ¥6,141
内消費税等 ¥558)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。
有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 5554-02 デ-5No7573-7575
008 2024/11/30

納品書(領収書)

2024年11月16日 14:48

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
36.40L *
173円 ¥6,297
(内ガソリン税53.80円 ¥1,958)
合計 ¥6,297
(消費税10%対象 ¥6,297
内消費税等 ¥572)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。
有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3757-01 デ-5No2009-2011
008 2024/11/17

納品書(領収書)

2024年10月26日 16:51

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
40.50L *
173円 ¥7,006
(内ガソリン税53.80円 ¥2,179)
合計 ¥7,006
(消費税10%対象 ¥7,006
内消費税等 ¥637)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。
有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 1152-02 デ-5No4061-4063
005 2024/10/26

ENEOS

納品書(領収書)

2024年10月22日 12:12

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
2100-00
セルフガソリン P-01
17.14L *
(175円) ¥3,000
合計 ¥3,000
(消費税10%対象 ¥3,000
内消費税等 ¥273)
お預り ¥10,000
お釣り ¥7,000
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下
さい。
岡山県美作市福本の場所とは記載されません。

(株) 岡備エネクス
セルフ勝央SS
岡山県 勝田郡 勝央町
岡265-1
TEL:0868-38-6669 SS-0335362
登録番号: T9260001007092
シートNo 4280-01 デ-5No7419-7421
007セルフ 2024/10/22

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

納品書(領収書)

2024年12月07日 11:27

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
11.56L *
¥2,000
(内ガソリン税53.80円 ¥622)
合計 ¥2,000
(消費税10%対象 ¥2,000
内消費税等 ¥182)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6414-01 データNo0202-0204
007 2024/12/07

納品書(領収書)

2024年12月23日 17:25

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
2000-00
レギュラー-ガソリン P-03
34.90L *
179円 ¥6,247
(内ガソリン税53.80円 ¥1,878)
合計 ¥6,247
(消費税10%対象 ¥6,247
内消費税等 ¥568)
Vポイント:
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

青山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-033554
登録番号: T87309764
シートNo F-5No1741-1743
00 2024/12/23

ENEOS

納品書(領収書)

2024年12月14日 14:32

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
38.01L *
173円 ¥6,575
(内ガソリン税53.80円 ¥2,045)
合計 ¥6,575
(消費税10%対象 ¥6,575
内消費税等 ¥598)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 7493-01 データNo3564-3566
006 2024/12/15

ENEOS

納品書(領収書)

2024年11月23日 09:15

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
2000-00
レギュラー-ガソリン P-03
31.31L *
179円 ¥5,541
(内ガソリン税53.80円 ¥1,684)
合計 ¥5,541
(消費税10%対象 ¥5,541
内消費税等 ¥504)
Vポイント:
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

青山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3927 SS-033554
登録番号: T9810387309764
シートNo 7407-01 データNo4247-4249
001 2024/11/23

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS ENEOS ENEOS

納品書(領収書)

2025年01月10日 15:14

売上
ENEOS Iカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Iカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
36.30L *
178円 ¥6,461
(内ガソリン税53.80円 ¥1,953)
3330-00
ウィンドウオッシャー
1.00L(個) *
470円 ¥470
合計 ¥6,931
(消費税10%対象 ¥6,931
内消費税等 ¥630)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 2921-01 データNo4250-4255
006 2025/01/11

納品書(領収書)

2025年01月15日 18:25

売上
ENEOS Iカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Iカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
34.40L *
178円 ¥6,123
(内ガソリン税53.80円 ¥1,851)
合計 ¥6,123
(消費税10%対象 ¥6,123
内消費税等 ¥557)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 3603-01 データNo6419-6421
006 2025/01/16

納品書(領収書)

2024年12月31日 16:21

売上
ENEOS Iカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Iカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
30.30L *
178円 ¥5,393
(内ガソリン税53.80円 ¥1,630)
6421-00
ワックス洗車
1.00L(個) *
1650円 ¥1,650
合計 ¥7,043
(消費税10%対象 ¥7,043
内消費税等 ¥640)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 2016-01 データNo1545-1550
008 2024/12/31

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

納品書(領収書)

2025年02月20日 15:00

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
27.32L *
¥5,000
(内ガソリン税53.80円 ¥1,470)
合計 ¥5,000
(消費税10%対象 ¥5,000
内消費税等 ¥455)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 0271-02 デ-5No0786-0788
003 2025/02/21

ENEOS

納品書(領収書)

2025年02月10日 16:54

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
34.30L *
183円 ¥6,276
(内ガソリン税53.80円 ¥1,845)
合計 ¥6,276
(消費税10%対象 ¥6,276
内消費税等 ¥571)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6974-02 デ-5No6765-6767
008 2025/02/11

ENEOS

納品書(領収書)

2025年02月03日 18:32

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
38.00L *
183円 ¥6,954
(内ガソリン税53.80円 ¥2,044)
合計 ¥6,954
(消費税10%対象 ¥6,954
内消費税等 ¥632)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 6065-02 デ-5No3931-3933
001 2025/02/04

ENEOS

納品書(領収書)

2025年01月26日 15:37

売上
ENEOS Tカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Tカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
37.20L *
183円 ¥6,807
(内ガソリン税53.80円 ¥2,001)
合計 ¥6,807
(消費税10%対象 ¥6,807
内消費税等 ¥619)
Vポイント:基本P
特別P
今回計
利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 4920-02 デ-5No0356-0358
006 2025/01/26

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

ENEOS

ENEOS

ENEOS

納品書(領収書)

2025年03月30日 10:35

売上
ENEOS Iカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Iカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
34.40L *
183円 ¥6,295
(内ガソリン税53.80円 ¥1,851)
合計 ¥6,295
(消費税10%対象 ¥6,295
内消費税等 ¥572)

Vポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 5178-02 デ-5No5859-5861
007 2025/03/30

納品書(領収書)

2025年03月07日 17:46

売上
ENEOS Iカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Iカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
35.20L *
183円 ¥6,441
(内ガソリン税53.80円 ¥1,894)
合計 ¥6,441
(消費税10%対象 ¥6,441
内消費税等 ¥586)

Vポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 2327-01 デ-5No6993-6995
001 2025/03/08

納品書(領収書)

2025年03月23日 15:39

売上
ENEOS Iカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Iカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-03
36.00L *
183円 ¥6,588
(内ガソリン税53.80円 ¥1,937)
合計 ¥6,588
(消費税10%対象 ¥6,588
内消費税等 ¥599)

Vポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 4346-01 デ-5No3313-3315
008 2025/03/23

ENEOS

納品書(領収書)

2025年02月28日 17:17

売上
ENEOS Iカード会員 様
XXXXXXXXXXXX0781
ENEOS Iカード
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-06
33.60L *
183円 ¥6,148
(内ガソリン税53.80円 ¥1,808)
合計 ¥6,148
(消費税10%対象 ¥6,148
内消費税等 ¥559)

Vポイント:基本P
特別P
今回計

利用ポイント
利用可能ポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Vポイントが加算
されないことがあります。
詳細はtsite.jpにてご確認ください。

有限会社 下山石油店 英田SS
岡山県 美作市福本638-3
TEL:0868-74-3157 SS-800019
登録番号: T8260002030490
シートNo 1157-02 デ-5No3546-3548
007 2025/02/27

(様式第4号)

政務活動記録 (資料購入費)

購入年月日	書籍等名称	金額 (円)
令和 6 年 4 月 1 8 日	赤旗新聞	930
令和 6 年 4 月 2 6 日	朝日新聞	4, 000
令和 6 年 5 月 1 6 日	赤旗新聞	930
令和 6 年 5 月 2 7 日	朝日新聞	4, 000
令和 6 年 6 月 2 0 日	赤旗新聞	930
令和 6 年 6 月 2 6 日	朝日新聞	4, 000
令和 6 年 7 月 1 8 日	赤旗新聞	990
令和 6 年 7 月 2 6 日	朝日新聞	4, 000
令和 6 年 8 月 2 9 日	赤旗新聞	990
令和 6 年 8 月 2 6 日	朝日新聞	4, 000
令和 6 年 9 月 2 4 日	赤旗新聞	990
令和 6 年 9 月 2 6 日	朝日新聞	4, 000
合計		

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付) 又は様式第11号

(様式第4号)

政務活動記録 (資料購入費)

購入年月日	書籍等名称	金額 (円)
令和6年10月28日	朝日新聞	4,000
令和6年10月18日	赤旗新聞	990
令和6年11月26日	朝日新聞	4,000
令和6年11月21日	赤旗新聞	990
令和6年12月26日	朝日新聞	4,000
令和6年12月19日	赤旗新聞	990
令和7年1月27日	朝日新聞	4,000
令和7年1月22日	赤旗新聞	990
令和7年2月26日	朝日新聞	4,000
令和7年2月20日	赤旗新聞	990
令和7年3月26日	朝日新聞	4,000
令和7年3月26日	赤旗新聞	990
合計		59,700

添付書類 ※様式第10号 (領収書貼付) 又は様式第11号

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

※ 山陽新聞 10. 定期購読 1 紙月



領収書

領収日〔口座引落〕

2024 年 04 月分 R6 年 4 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購読紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円 (内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円 (内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

毎度ご愛読ありがとうございます。

☎ 0868-62-0707

上記の通り領収致しました。

西村 大司 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 4 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
-------------	----	---	-----

(取扱先)

美作東備地区委員会

〒708-0013

津山市二宮1294-1

TEL 0868-28-7260

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
------	-----------	-----	------

10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円
-------	---------	-----	-----

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

4/28

扱者



(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



領収書

領収日【口座引落】

2024 年 05 月分 R6 年 5 月 27 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。

上記の通り領収致しました。

西村 大司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 5 月分

930円(税込)

新聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
-------------	----	---	-----

(取扱先)

美作東備地区委員会

〒708-0013

津山市二宮1294-1

TEL 0868-28-7260

8%対象	861円(税抜)	消費税	69円
------	----------	-----	-----

10%対象	0円(税抜)	消費税	0円
-------	--------	-----	----

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

5/16

極書

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

領収書		領収日〔口座引落〕	
2024 年 06 月分		R6 年 6 月 26 日	
西村 大司 様		12-10-0016-00	
ご購入紙		部数	金額
※ 山陽新聞朝刊		1	3,900
※ 朝日新聞		1	4,000
領収金額 (税込) ※は軽減税率対象		7,900	
登録番号 T3260001029869	8%対象	7,900円 (内税額	585円)
山陽新聞 柵原・湯郷販売所	10%対象	0円 (内税額	0円)
所長 三船 保之			
久米郡美咲町大戸下718-4		毎度ご愛読ありがとうございます。	
☎ 0868-62-0707		上記の通り領収致しました。	

西村 大司 様		しんぶん 赤旗 領収書	
2024 年 6 月分		930 円 (税込)	
新聞・雑誌名	税率 部数 金額(税込)	(取扱先)	
「しんぶん赤旗」日曜版	8% 1 930	美作東備地区委員会	
		〒708-0013	
		津山市二宮1294-1	
		TEL 0868-28-7260	

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日
6/26

扱者
[Redacted]

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

		領収日【口座引落】	
2024 年 07 月分		R6 年 7 月 26 日	
西村 大司 様		12-10-0016-00	
ご購入紙		部数	金額
※ 山陽新聞朝刊		1	3,900
※ 朝日新聞		1	4,000
領収金額 (税込) ※は軽減税率対象		7,900	
登録番号 T3260001029869	8%対象	7,900円 (内税額	585円)
山陽新聞 柵原・湯郷販売所	10%対象	0円 (内税額	0円)
所長 三船 保之			
久米郡美咲町大戸下718-4		毎度ご愛読ありがとうございます。	
☎ 0868-62-0707		上記の通り領収致しました。	

西村 大司 様

しんぶん
領収書

赤旗

2024 年 7 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
美作東備地区委員会
〒708-0013
津山市二宮1294-1
TEL 0868-28-7260

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
7/18

捺印

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

領収書

領収日【口座引落】
2024 年 09 月分 R6 年 9 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙	部数	金額
※ 山陽新聞朝刊	1	3,900
※ 朝日新聞	1	4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円 (内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円 (内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。
上記の通り領収致しました。

西村 大司 様

しんぶん
領収書

赤旗

2024 年 9 月分

990 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
美作東備地区委員会
〒708-0013
津山市二宮1294-1
TEL 0868-28-7260

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
9/28

扱者
[Redacted]

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

		領収日【口座引落】	
2024 年 10 月分		R 6 年 10 月 28 日	
西村 大司 様		12-10-0016-00	
ご購読紙		部数	金額
※	山陽新聞朝刊	1	3,900
※	朝日新聞	1	4,000
領収金額 (税込) ※は軽減税率対象		7,900	
登録番号 T3260001029869	8%対象	7,900円 (内税額	585円)
山陽新聞 柵原・湯郷販売所	10%対象	0円 (内税額	0円)
所長 三船 保之			
久米郡美咲町大戸下718-4		毎度ご愛読ありがとうございます。	
☎ 0868-62-0707		上記の通り領収致しました。	

西村 大司 様		しんぶん 赤旗 領収書	
2024 年 10 月分		990 円 (税込)	
新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
(取扱先) 美作東備地区委員会 〒708-0013 津山市二宮1294-1 TEL 0868-28-7260			
8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円
日本共産党中央委員会		登録番号 T2700150120822	

領収年月日
10/18

報告

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

		領収書		領収日〔口座引落〕	
		2024 年 11 月分		R6 年 11 月 26 日	
西村 大司 様		12-10-0016-00			
ご購入紙		部数		金額	
※ 山陽新聞朝刊		1		3,900	
※ 朝日新聞		1		4,000	
領収金額 (税込) ※は軽減税率対象		7,900			
登録番号 T3260001029869		8%対象		7,900円 (内税額 585円)	
山陽新聞 柵原・湯郷販売所		10%対象		0円 (内税額 0円)	
所長 三船 保之					
久米郡美咲町大戸下713-4		毎度ご愛読ありがとうございます。			
☎ 0868-62-0707		上記の通り領収致しました。			

西村 大司 様

しんぶん 赤旗
領収書
2024 年 11 月分
990 円 (税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990

(取扱先)
美作東備地区委員会
〒708-0013
津山市二宮1294-1
TEL 0868-28-7260

8%対象	917 円(税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

扱者

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

		領収書		領収日〔口座引落〕	
		2024 年 12 月分		26 年 12 月 26 日	
西村 大司 様				12-10-0016-00	
ご購読紙		部数		金額	
※ 山陽新聞朝刊		1		3,900	
※ 朝日新聞		1		4,000	
領収金額 (税込) ※は軽減税率対象				7,900	
登録番号 T3260001029869		8%対象		7,900円 (内税額 585円)	
山陽新聞 柵原・湯郷販売所		10%対象		0円 (内税額 0円)	
所長 三船 保之					
久米郡美咲町大戸下718-4				毎度ご愛読ありがとうございます。	
☎ 0868-62-0707				上記の通り領収致しました。	

西村 大司 様		しんぶん 赤旗	
		領収書	
		2024 年 12 月分	
		990 円 (税込)	
新聞・雑誌名	税率	部数	金額 (税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
(取扱先)			
美作東備地区委員会			
〒708-0013			
津山市二宮1294-1			
TEL 0868-28-7260			

8%対象	917 円 (税抜)	消費税	73 円
10%対象	0 円 (税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日
12/26

署名


(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



領収書

領収日〔口座引落〕

2025 年 01 月分 27 年 / 月 27 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊

1 3,900

※ 朝日新聞

1 4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円(内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円(内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。
上記の通り領収致しました。

西村 大司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 1 月分

990円(税込)

聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

しんぶん赤旗 日曜版

8% 1 990

(取扱先)

美作東備地区委員会

〒708-0013

津山市二宮1294-1

TEL 0868-28-7260

%対象 917 円(税抜) 消費税 73 円

%対象 0 円(税抜) 消費税 0 円

生産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

領収年月日

1/27

収書

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



領収書

領収日【口座引落】

2025 年 02 月分 27 年 2 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊

1 3,900

※ 朝日新聞

1 4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円 (内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円 (内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。

上記の通り領収致しました。

西村 大司 様

しんぶん
領収書

赤旗

2025 年 2 月分

990円 (税込)

新聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

「しんぶん赤旗」日曜版

8% 1 990

(取扱先)

美作東備地区委員会

〒708-0013

津山市二宮1294-1

TEL 0868-28-7260

8%対象

917 円(税抜)

消費税

73 円

10%対象

0 円(税抜)

消費税

0 円

日本共産党中央委員会

登録番号 T2700150120822

領収年月日

2/20

扱者

しんぶん赤旗

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)



領収書

領収日〔口座引落〕

2025 年 03 月分 27 年 3 月 26 日

西村 大司 様

12-10-0016-00

ご購入紙

部数 金額

※ 山陽新聞朝刊

1 3,900

※ 朝日新聞

1 4,000

領収金額 (税込) ※は軽減税率対象

7,900

登録番号 T3260001029869

8%対象 7,900円 (内税額 585円)

山陽新聞 柵原・湯郷販売所

10%対象 0円 (内税額 0円)

所長 三船 保之

久米郡美咲町大戸下718-4

☎ 0868-62-0707

毎度ご愛読ありがとうございます。
上記の通り領収致しました。

西村 大司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025 年 3 月分

990円 (税込)

新聞・雑誌名

税率 部数 金額(税込)

「しんぶん赤旗」日曜版

8% 1 990

(取扱先)

美作東備地区委員会

〒708-0013

津山市二宮1294-1

TEL 0868-28-7260

8%対象

917 円(税抜)

消費税

73 円

10%対象

0 円(税抜)

消費税

0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

領収年月日

3/26

振替

(様式第 5 号)

政務活動記録 (広報紙・報告書)

発行日	令和 6 年 4 月 2 3 日	発行部数	1, 000 部
支出費目	内容		金額 (円)
印刷製本費	美作をよくする会 会報第 6 号 -		25, 000
	27, 500×0. 95÷25, 000		
合 計			25, 000

発行日	令和 6 年 5 月 1 5 日	発行部数	1, 000 部
支出費目	内容		金額 (円)
印刷製本費	美作をよくする会		49, 000
	会報第 7/1, 7/2 号		
	55, 000×0. 95÷49, 000		
合 計			49, 000

発行日	令和 6 年 7 月 2 6 日	発行部数	1, 000 部
支出費目	内容		金額 (円)
印刷製本費	美作をよくする会 会報第 8 号		25, 000
	27, 500×0. 95÷25, 000		
合 計			25, 000

添付書類 ※様式第 10 号 (領収書貼付)

※様式第 14 号 (使途項目別集計表)

※作成した印刷物

(様式第 5 号)

政務活動記録 (広報紙・報告書)

発行日	令和 6 年 8 月 5 日	発行部数	各 100 部
支出費目	内容	金額 (円)	
印刷製本費	美作をよくする会	15, 400	
	会報第 2~5 号増刷		
	$30,800 \times 0.5 \div 15,400$		
	市民への議会活動報告の拡充のため		
合 計			15,400 円

発行日	令和 6 年 1 1 月 2 日	発行部数	1, 200 部
支出費目	内容	金額 (円)	
印刷製本費	美作をよくする会	30, 000	
	会報第 9 号		
	$31,900 \times 0.95 \div 30,000$		
合 計			30, 000

発行日	7 年 1 月 1 1 日	発行部数	1, 000 部
支出費目	内容	金額 (円)	
印刷製本費	美作をよくする会 会報第 10 号	29, 000	
	$30,800 \times 0.95 \div 29,000$		
合 計			29, 000

添付書類 ※様式第 10 号 (領収書貼付)

※様式第 14 号 (使途項目別集計表)

※作成した印刷物

(様式第 5 号)

政務活動記録 (広報紙・報告書)

発行日	令和 7 年 2 月 1 2 日	発行部数	200 部
支出費目	内容	金額 (円)	
印刷製本費	美作をよくする会	8, 000	
	会報第 10 号増刷		
	$9, 350 \times 0. 95 \div 8, 000$		
	市民への議会活動報告の拡充のため		
合 計			8, 000

発行日	令和 7 年 3 月 1 1 日	発行部数	1, 000 部
支出費目	内容	金額 (円)	
印刷製本費	美作をよくする会	39, 000	
	会報第 11 号		
	$41, 800 \times 0. 95 \div 39, 000$		
合 計			39, 000

発行日	令和 7 年 3 月 1 8 日	発行部数	400 部
支出費目	内容	金額 (円)	
印刷製本費	美作をよくする会	22, 000	
	会報第 11 号増刷		
	$24, 200 \times 0. 95 \div 22, 000$		
	市民への議会活動報告の拡充のため		
合 計			22, 000

添付書類 ※様式第 10 号 (領収書貼付)

※様式第 14 号 (使途項目別集計表)

※作成した印刷物

(様式第 14 号)

使途項目別集計表

※該当する使途項目に○

研究研修費 調査旅費 ☒ 広報費 広聴費 その他経費

月日	内容等	金額 (円)
令和 6 年 4 月 2 3 日	美作をよくする会 会報第 6 号	25, 000
令和 6 年 5 月 1 5 日	美作をよくする会 会報第 7/1, 7/2 号	49, 000
令和 6 年 7 月 2 6 日	美作をよくする会 会報第 8 号	25, 000
令和 6 年 8 月 5 日	美作をよくする会 会報第 2 ～ 5 号増刷	15, 400
令和 6 年 1 1 月 2 日	美作をよくする会 会報第 9 号	30, 000
令和 7 年 1 月 1 1 日	美作をよくする会 会報第 1 0 号	29, 000
令和 7 年 2 月 1 2 日	美作をよくする会 会報第 1 0 号増刷	8, 000
令和 7 年 3 月 1 1 日	美作をよくする会 会報第 1 1 号	39, 000
令和 7 年 3 月 1 8 日	美作をよくする会 会報第 1 1 号増刷	22, 000
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
合計		<u>242, 400</u>

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 6 年 4 月 23 日

No. _____

西村大司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥27,500

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第6号	1,000部		27,500

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西村大司 様

令和 6 年 4 月 23 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
		7	2	7	5	0	0 -

収
入
印
紙

但し 美作をよくする会 第6号 印刷

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規

電話 (086) 954-06

上記の金額正に領収致しました

見直しを検討する時期が来ていると考えている。
今後は、様々な移動支援サービス、A Iを活用した交通手段の利用、ライドシェアなどの調査研究を進め、現在ある公共交通など地域資源を活用しながら、それぞれの地域における利用者のニーズに合った公共交通の拡充について検討したいと考えている。

2回目質問：70代の方は免許返納後の御自身の移動についての不安。50代、60代の方は、ご家族の移動に対する不満や要望に加え、ご自身の将来的な不安があるのではないかと。

大原、美作、作東、英田、それぞれに50代以降での順位が高かった移動手段に対する意見は、どのようなところにあると分析をされているか、

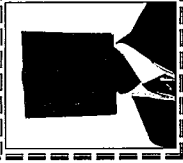
答弁：今回のアンケートの年代別集計結果を見ると、高齢者の移動支援に関する項目は、得点の高い順に10代が13位、20代、30代が10位、40代が6位、そして50代が1位、60歳代以上は2ないし3位ということになっておりまして、年齢が高くなるにつれ、関心度が高くなるという傾向がうかがえる。交通政策に特化したアンケートではないため、詳細な分析は難しいが、年齢が高くなるに伴う生活スタイルの変化に加え、自由意見で寄せられたバスなどの運行回数が少なく不便、交通費の負担が大きい、あるいはタクシーが掴まりにくいといった現状の交通に関する諸課題とが相まって、50代の頃から移動手段に関することが地域性を問わずに関心が高くなっているものと推察している。

総括：この事業の大幅な見直しをするということです。その際には特化した調査をされると思いますが、旧町村のエリアに固執することなく、市民の生活圏、経済圏の再調査や林野高校、勝間田高校の生徒の通学や免許を持たない方の買物や通院など、利用者の声が士区分映した丁寧な調査を行っていただきたい。

私の下にも、市営バスの便数が朝昼夕の3便しかなく、待ち時間が長くて不便であること、時間が自由になるタクシーを利用したいが、半額券を使っても高齢の年金生活者にとっては高額になり負担が大きいこと、エリアによっては自分の希望する時間帯にタクシーがないこと、タクシーの半額補助など市内の交通施策についての周知ができていないこと、旧町村のエリアに限定している循環路線に対する不満等々の意見がある。市の直営及び補助金等で支援している市の交通システムがどれだけ市民に浸透しているのか、今回のアンケート調査の結果にも影響しているのではないかと感じる。市の施策と市民の思いにギャップがあるのであれば、そのあたりを早急に改善していくことも必要ではないでしょうか。

多くの自治体で、人口減による公共交通等の利用者の減少や財政の先細りを心配し、運行事業が縮小されるのではないかと不安、またタクシーなど事業を運営する側の高齢化、また人手不足に対する心配が根底にあるのではないかとと思われる。

美作市では、この70年間、人口減少が続いており、ピーク時の4割という数字になっている。さらに、65歳以上の高齢化率は、県が昨年の10月1日現在で発表している資料によると、42.6%となっています。県下27市町村の中で6番目に高い率となっている。実に5人集まれば2人以上は高齢者ということになっています。いつの間にか、過疎地域の問題に立ち向かうトッピングナンバーとなっているのではないかとさえ思います。失敗は許されませんが、前例を踏襲するばかりでなく、先陣を切る覚悟が求められているのではないかと考えます。



美作をよくする会

会報 第6号
発行 令和6年4月23日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号では、令和5年10月5日発足の市議会政治倫理審査会から令和5年12月定例会での私の一般質問を掲載しています。

美作市政治倫理審査会について

昨年、10月4日付の朝刊で報道のあった、「鈴木悦子前議長が贈賄罪で略式起訴され、岡山簡裁から罰金百万円の略式命令を受け、即日納付した。」という事案について、同年10月5日に議員3名から審査請求があり、同日、市議会政治倫理審査委員会が設けられ、6人の議員が同委員会の委員として委嘱された。(構成は田村委員長、中山副委員長、中谷、神原、西村、青山の各委員)その後、11月9日までに、計9回の委員会を開催し、同日、山本議長に対し、鈴木議員の辞職勧告を相当とする回答を行った。

この結果は、令和5年11月28日に開催された12月定例会において、発議第5号「鈴木悦子議員に対する議員辞職勧告決議について」として上程され、賛成多数で可決された。

尚、議会開会のあいさつの中で、議長から「鈴木議員の申込みのあった当日の正副議長室でのやり取りで、3人は受け取らず、1人が預かってその後返金したとのことですが、預かって返金した議員、また他の3人に対し、4人の対応が適切であったかとの見地から、今後は、毅然とした姿勢で対応していただくように注意をいたしました。なお、4人の議員の方よりうわさの払拭のためにも氏名を公表していただきたいとのことですので、預かって返した山本貴樹議員、その場に同席した森元末信議員、新免仁憲議員、西山正志議員の4人に対し、今朝、厳重に注意をしたところであります。」と説明された。

2023年12月定例会 一般質問

1.美作市のがん検診について

①現状の分析

「広報みまさか11月号」のがん検診をみて、その受診率が、①肺がん14.2% ②前立腺がん13.4% ③大腸がん13.0% ④子宮がん12.5% ⑤乳がん10.7% ⑥胃がん4.5%…今や二人に一人ががんにかかるといわれる中、この数字は、余りにも低いのではないかと感じる。この数値をどのように分析しているのか、コロナ前の数値と比較してそれぞれどのような数値になっているのか。所属する企業などが実施している人間ドックの受診者の数は含まれているのか。どのような集計をした結果なのか。また、コロナ禍で集団検診から個別検診に移行したことが影響しているのか。他の議員の質問でも、胃がん検診、乳がん検診の受診率がコロナ前に戻らない原因について回答がなされていなかったが、受診率の低さの原因追究の結果はどうなのか。

答弁：がん検診の現状の分析について、広報に掲載したがん検診の受診率は令和4年度の数値を掲載している。これは、市が実施しているがん検診の率となるため、人間ドックの方の

数値は含まれておらず、実際の受診率は、やや高い値になると想定をしている。

がん検診の受診率の低さについては、国、県ともにコロナ前の受診率に比べ、低い状況が令和3年度まで続いており、令和4年度から徐々にコロナ前に戻ってきている状況です。市においても、コロナ前と同程度ではないが、徐々に受診率が上昇してきている。しかし、受診率が低い原因は、**がん検診の大切さの理解が低いことが理由として捉えている**。市民に対しては、今まで以上に講演会や広報紙等で検診の重要性を訴えていきたい。また、受診勧奨については愛育委員、栄養委員の方々の一層のお力をお借りし、戸別訪問の受診勧奨を行ってきたい。

②今後について

広報誌に掲載されている通り、がんは「早期なら完治する」といわれている。早期発見に向け、また受診率の向上に対し、何らかの対策を講じる必要があると思われるが、どのような対策を考えているか。

答弁：今後の対策としては今年度末からとなるが、**美作てくてく健康アプリ事業のスマホアプリ**において検診を受診した場合、ポイントが付与するなど、がん検診受診の動機づけとなる仕組みづくりを検討中です。現時点では、詳しい内容は未定ですが、健康アプリを通じて健康に関するコラムやがん検診の重要性の説明、市のがん検診のお知らせなどを発信するなどを想定している。この健康アプリを用い、市民が楽しみながら健康意識を高める仕掛けを考えており、時期が来たら広く周知をさせていただきたい。

2回目の質問：がん検診の受診率について、国、県、市が使う数字はそれぞれに違いがあるように思う。市全体の評価をする上で、どの数字を見ればよいのか。広報紙の受診率は市が実施しているがん検診を受診した方の率と言われたが、どのような計算式になるのか。また、令和4年度においてはコロナ禍前に徐々に戻っていると言われたが、同じ計算式での令和元年度の数値はどうなのか。また、近隣の市町村と比較して市の受診率はどうなのか。集団検診と個人検診との受診率の比較はどうなのか。健康アプリ事業についてはカード等へのスタンプなども検討されているのか。また、特典には旅行であるとか特産品が選べるなど、興味を引く内容にできないか。また、婦人科検診の受診率が上がらないことの原因を市内の婦人科系の検診を受ける医療機関が少ないことを上げていたが、40代、50代の方には検査代を負担に感じる方が多いのではないかと、また検査の中には精神的な負担を感じる方もあるのではないかと、そのあたりの検討はできないか。

答弁：広報紙の受診率の計算式は、がん検診受診者を対象者数で割ったものです。受診率の母数となる対象者は検診ごとに異なり、肺がん、胃がん、大腸がんは40歳以上人口、乳がんは40歳以上人口の女性人口、子宮頸がんは20歳以上の女性人口となります。

一方、国、県が発表している受診率は、受診者を対象者で割る計算式は同様ですが、母数となる対象者が異なり、どの検診も69歳以下人口です。また、胃がん、乳がん、子宮頸がんは受診者数の定義も異なり、前年度受診者数に本年度の受診者数を足したのから2年連続で受診した方を引いた数としています。また、国、県が受診率を発表するのは検診実施から約2年遅れとなるため、今回は市民の方に最新の受診率を理解していただくことを目的に、広報紙には市独自で算出した受診率を掲載しています。

次に、コロナ禍前の令和元年度と令和4年度の受診率を比較すると、コロナ禍前に比べて、受診率はいまだに低い状態ではあるが、受診率の向上を目指し、1回目の答弁のとおり受診勧奨をしっかりと行っているところです。

次に、**ごみ袋のプレゼンテーションキャンペーン**では合計で延べ5,682名の方が利用され、令和3年度と比較し、受診率は向上した。

次に、**婦人科検診の検診料金**ですが、実費で検査をした場合、子宮頸がんは約7,000円、乳がんは約8,000円の負担が必要です。市のがん検診として受診をした場合、乳がんでは1,300円、子宮頸がんは1,000円、70歳以上の方は無料となっている。最後に、美作てくてく健康アプリでのポイント付与については、電子マネーの付与を想定している。

がん検診の受診率比較 (%、順位)	令和3年度						
	美作市	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	
		7.9	6.7	6.7	11.4	11.6	
	国	6.5	6	7	15.4	15.4	
	県	5.6	6.4	6	13.8	17.6	
県下の順位		10	13	12	-	-	

2. 市内の高齢者等の移動手段について

①アンケート結果について

市民アンケートにおいて、今後、取り組んだらよいと思う事業の2番目に「**外出や買い物の高齢者の移動を支援する取り組み**」が来ている。また、年代層でも50代が1位、60代、70代でも2位、80代以上になって3位となっている。また、自由意見でも2番目に多い回答数となり、意見の9割が50代以降となっている。10月に行われた今年度の行政懇談会での質問事項でも、買い物や通院に対する要望が、昨年に比べ増えている。こうした年代ごとにそれぞれ、どのような意見、要望が寄せられているのか。

答弁：令和4年度に実施した市民アンケートにおいて、**外出や買物など高齢者の移動支援への取組に対する意見**についてですが、多くは市営バス、福祉バス、巡回バス、デマンドバスのなどの公共交通路線の運行回数の拡充を望むものでした。そのほかでは、交通手段が不便で買物、通院が大変であり、店舗、移動販売の充実を望むもの、“てごたく”を利用しているが、交通費の費用負担が大きく、安価で利便性の高い交通手段を望むもの、タクシースターの時間が早く、急な対応に苦慮している、タクシー利用券を市外まで使用可能にしてほしい、免許を返納しても安心して暮らせる交通手段を確保してほしいなどの多くの御意見をいただいております。

②今後について

現在の市内のバス、タクシー等によるネットワークはほぼ全域を網羅しているように思われるが、50代以上の年代で、また、地域的には、大原、美作、作東、英田の地域で2番目に多い結果となっている。これらの年代、地域で、今後取り組み事業として上位に来到ることに対し、どのような対策が必要と考えるか。

答弁：市内の公共交通、市営バス、デマンドタクシーなどについては、今回のアンケート結果や現在の利用状況を参考に、地域の現状に即したサービスが提供できるよう、大幅な

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 6 年 5 月 15 日

No. _____

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 幸

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥55,000

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第7-1号	1,000部		27,500
	美作をよくする会 第7-2号	1,000部		27,500

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西 村 大 司 様

令和 6 年 5 月 15 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
		9	5	5	0	0	0 -

但し 美作をよくする会 7-1, 7-2号
印刷

上記の金額正に領収致しました



岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 幸

電話 (086) 954-0615

3 回目質問

最近では失踪事件を、あまり聞きませんが、認知症の方の所在をGPSで探すことができるようになってきていると聞いている。介護保険の対象になると聞きましたが、自治体によっては、購入助成を行っているところもあるようです。美作市はそのあたりのどのような支援がありますか。

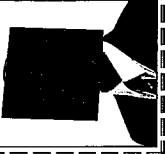
また、行方不明になる前に、一斉メールにより広域的に対象者を保護するというか、サポートするような体制を自治体として取ると4年前の答弁で話されていますが、そういう体制は充実してきているのか。また、高齢の認知症の方や障害をお持ちの方などを地域でサポートしている事例の中に、コミュニティナースという制度を目にするようになってきました。1項目にも通ずる話ですが、看護学校を出たらすぐになれるというものではないようですが、過疎地域の先進事例として、紹介されています。美作市の感想はどうですか。答弁：認知症の方への支援について、GPS利用システムは高額で個人負担が生じるため、登録者の確保が難しく、申し込みが少ない現状は採用していません。一斉メール配信システムには活用できるが、効果が少ないため現在は採用していません。一斉メール配信システムには約2,900人が登録しており、市の公式アプリ、告知放送、みまちゃんネルと併せて情報伝達手段として活用しています。このシステムは認知症の方に限らず、行方不明者の情報提供に効果的であり、今後も引き続き活用する予定です。

地域での支援体制については、地区社協が運営する『見守り会議』で情報共有を行い、定期訪問が必要な方への訪問活動『おたがいさまネット事業』や、市が実施する『美作市見守りネットワーク事業』などを通じて、住民同士が支え合う体制を構築しています。

コミュニティナースについては、地域住民の健康問題に対応する職種として『訪問看護師』や『保健師』が考えられますが、全てのニーズに応えるには至っていません。最近注目されるようになった『コミュニティナース』は、公衆衛生看護とは異なり、住民の自宅を訪問し、適切な医療や看護ケアを助言し、医療や関連職種、家族、地域住民との連携を図りながら住民の健康と自立を支援する役割を持ちます。美作市では、『地域包括支援センターの保健師』が最も近い役割を担っていると考えています。現在、看護基礎教育の中にコミュニケーション能力を学ぶカリキュラムが組み込まれており、専門知識と実践力を持つ看護師や保健師が誕生しています。コミュニティナースは制度化されておらず資格要件もありませんが、多くは看護師や保健師の資格を持っています。美作市でも、住民を元気にしたい、健康課題の解決と一緒にしたいという方々がコミュニティナースとして活動し、行政と連携して住民に寄り添う活動を活発に行っていたのだと思います。

総括：2月11日の山陽新聞の朝刊の「動き出す認知症施策」という特集で「脚の不自由な人に走れとは言わんやろ、私たちが覚えとくんが苦手。なんで「忘れるな」というん」という記事が載っていました。また、結びで、認知症の妻を介護する男性から、推進計画が自治体の努力義務ということに対し「多くの人が認知症に悩むのは明白で、行政に専門部署を設けるぐらいの力を入れて」と訴えられています。

認知症対策は地域一丸となって取り組むべき課題だと思います。より多くの市民に理解を深めていただけるよう計画の策定、そして運用に取り組んでいただきたい。



美作をよくする会

会報 第7-1号
発行 令和6年5月15日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号では、令和6年3月定例会での私の一般質問等を掲載しています。

鈴木議員に対する再度の議員辞職勧告決議について

令和6年2月21日開会の議会において、「鈴木議員に対する再度の議員辞職勧告決議について」として動議が出され、追加日程となった。「去る令和5年11月28日、美作市議会本会議において鈴木悦子議員に対する議員辞職勧告決議案が賛成多数で可決され、鈴木議員に告知しているが、依然として市議会議員の職を継続している。・・・中略・・・鈴木議員の行動は、市議会議員としての政治的、道徳的な責任をぬぐえただけではない。議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、ここに改めて市議会議員の職を辞することをお告する。」と中山議員より提出理由の説明があった。

採決の結果は、10:6で再度可決された。

2024年3月定例会 一般質問

1. フレイルサポーター制度について

昨年の議会で取り上げた「フレイル予防への取組」から一年が経過した。美作市は高齢者が要介護状態に至る前のフレイルを早期に予防することを目指し、東京大学と連携した地域フレイル予防事業を県内初の試みとして立ち上げた。この取り組みに関連して、20名の地域の方々がフレイルサポーター養成講座を受講し、地域住民に対してフレイルチェックを実施することで、住民自身がフレイルの兆候を早期に自覚できるという体制が整えられた。

1. 美作市におけるフレイルサポーターの地区別の人数について。

現在の状況、また、フレイルサポーターが実施しているフレイルチェックは、地域住民に對してどのように展開されているか。さらに、その結果をもとにどのような支援活動が行われているかについて。

2. 地域づくりとフレイルサポーターの活動状況・成果について、

具体的な取り組みとその効果について。特に、どのような地域づくりが推進されてきたのか、フレイル予防を通じて地域全体の健康寿命や生活の質がどのように改善されているのか。

3. フレイルトレーナーと今後の活動方向について。

現在、美作市にはどれくらいかのフレイルトレーナーが登録されていますか。また、フレイルトレーナーが果たすべき役割や今後の活動の方向性について、市の計画や考えは。

答弁 現在、フレイルサポーターは28名。大原9名、東栗倉1名、作東8名、美作7名、英田2名。市外の方が1名で、今年度は、地域に出てフレイルチェックの体験会を市内全域で行うなど、地道な広報活動を続けている。また、フレイルトレーナーは、医療職で、3名の方で、サポーターの悩みや不安などの解決に当立っている。

この活動を通して、高齢になっても、地域でみんなが健康で、お互いに助け合いや支え愛

ができる地域づくりを目指している。市内の多くのグループからフレイルチェックをしてほしいという要望が出てきている。今後は、サポーター数を増やし、地区単位でフレイルチェックができるよう体制を整えていきたいと考えている

2回目 市内全地域の様々なグループからフレイルチェックの要望が出てきているといわれたが、市は、地域ごとにどのような要望や課題があると把握しておられるのか。

また、フレイルチェックは具体的にどのようなものなのか、支援プログラムとはどのようなものなのか（個人なのか・グループなのか）また、誰が作成するものなのか。

答弁：美作市の健康課題は、国保の医療分析から糖尿病、高血圧、脂質異常症が国、県に比べ多く、また、運動機能の低下や口腔機能の低下が多いことが明らかになっている。この課題を解決するための地域フレイル予防事業を始めている。チェックには、「指輪つかテスト」と11項目の栄養と口腔、運動、心の「はい、いいえ」のチェックがあります。

総括：少しずつではあるが、活動の内容や役割が具体的に becoming になっていると感じた。フレイルサポーターの方の増員や待遇なども気になるところですが、高齢者にとっては関心の高い事案です。市民の要望に応えられるよう、早急に体制整備を進めていただきたい

2. 認知症について

①認知症基本法に基づく取り組みや方針について

認知症基本法が施行され、市町村には認知症への理解増進や推進計画の策定が努力義務となった。この背景を踏まえて、美作市がどのような取り組み方針を立てているのか、具体的にお聞かせします。

認知症基本法は認知症の人が安心して暮らせるよう、国民に認知症に関する理解を促進する啓発活動や、認知症の人が社会参加できる機会を確保し、医療や福祉サービスの提供体制を整備することを目的としている。美作市において、認知症への理解増進や推進計画の策定に向けてとして、

1. 認知症基本法に基づく取り組みや方針について
2. 市の取組方針と関係者の支援体制について
3. 現状の認知症患者数、対応状況、問題点について

答弁：

1. 認知症基本法に基づく取り組みや方針について

認知症に対する地域全体の理解を深めるため、啓発活動を強化し、市民に認知症の正しい理解を促進する。認知症患者が社会参加できる機会を増やし、そのための支援体制を整える。医療・福祉サービスの提供体制を強化し、認知症患者とその家族が安心して暮らせる環境を整備する。将来的な課題に備えて、美作市では認知症患者数の予測を元にした施策や対応策を検討している。高齢者人口の増加と共に認知症患者数も増える傾向があり、それに対応した支援やサービスの拡充を進めている。

2. 市の取組方針と関係者の支援体制について

美作市では、認知症患者やその家族、介護者に対する支援体制を以下のように整備しています。「介護者の集い」や「認知症カフェ」などの場を提供し、情報交換や支援ネットワー

クの構築を支援しています。医師、保健師、看護師、福祉関係者は、それぞれの専門性を活かして認知症患者やその家族を支援しており、必要に応じて連携を図っている。

市が進める認知症への理解増進や福祉サービス提供において、地域住民の参加や協力を促進するために、認知症サポーターや認知症キャラバンメイトといった地域ボランティアの活動を通じて、啓発や支援の枠組みを強化している。

3. 現状の認知症患者数、対応状況、問題点について

美作市の認知症患者数についての正確なデータはまだ得られていない状況ですが、高齢化が進む中で認知症問題は深刻化している。市が進める取り組みの成果としては、認知症サポーター医の養成や、地域での認知症理解の普及を図る活動が行われている。また、課題としては、認知症患者やその家族が抱える「意識の壁」「情報の壁」「制度の壁」などが挙げられ、これらを解消するための取り組みが喫緊の課題となっている。今後も美作市は、地域の認知症対策のさらなる強化と、地域住民の参画を通じた支援体制の充実を目指している。

2回目質問

2025年にはおよそ高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されている。また、別の資料では、高齢者の46.3%が認知症となるとのレポートが発表されており、これは2040年には、美作市は人口の21.5%が認知症になるとの推測になる。あくまでも推測ではあるが、これは無視できない深刻な問題であり、早急な対策が求められる。

令和元年12月議会の一般質問でも認知症について質問されています。当時の課題として、キャラバンメイトの活動の場を広げる必要があるとして、高齢者が利用する金融機関やスーパーマーケットなどを対象とした講座を開くとしていた。また、相談件数では平成30年には425件、令和元年度4月以降で約300件の相談があった。さらに、美作市権利擁護センターを平成28年度に立ち上げ、広域的な対応をしているとある。

1. 美作市権利擁護センターの設立後、現在に至るまでの具体的な成果について、センターの活動の輪がどのように広がっているのか、その現状の分析と評価について、
2. 認知症初期集中支援チームがこれまでに携わった件数、チームの活動の成果や課題について、認知症サポーター養成講座とキャラバンメイトの活動について、
3. 認知症サポーター養成講座の受講生数とキャラバンメイトの人数について

答弁：現在の認知症サポーターは約6,000人、コロナ禍でも養成講座は継続され、キャラバンメイトは実働数で約60名となっています。サポーター養成講座は市内の学校、警察署、郵便局などで開催され、成果が表れています。認知症カフェも市内3か所から4か所に増える予定です。認知症に関する相談件数は年間500～800件で増加傾向にあり、令和5年度は474件の新規相談がありました。

美作市権利擁護センターは現在、美勝英権利擁護センターとなり、支援機関と専門職が連携し、相談件数は35件、その内支援内容の相談が22件、成年後見制度の調整が13件でした。認知症初期集中支援チームの活動件数は令和元年に1件、令和5年に1件で、他に3件の緊急性が高いケースがありました。早期発見と早期介入が重要であり、地域で気軽に相談できる体制構築が課題です。

答弁：法人の損益計算書等の財務諸表では、当期純利益は、平成30年度決算が4,453,728円、令和元年度決算が3,192,024円、令和2年度が6,140,739円、令和3年度が580,455円、令和4年度が1,677,553円となっており、令和4年度決算における繰越利益剰余金は20,242,537円となっている。

議員のご指摘は、この黒字は営業外収益に区分される国からの転作補助金によるもので、補助金を除く営業収支において黒字化が図られることが、出資解消の判断基準となるのでは、とのことですが、国の農業政策としては、国内食料自給率の向上を図るため、農家経営を安定させ、農業者数やその生産額の減少を抑制する必要があります。その手法の一つとして、大規模経営が可能な飼料用米の作付けの奨励や、JA全農おかやまによる米や麦の大規模農家に対する転作補助金の活用による子実用トウモロコシの栽培奨励があり、飼料代の高騰に悩む畜産農家に生産品を供給し、農家双方の経営基盤の安定・強化を行っている。

こうした農業政策の方向性から考えれば、国の補助金の活用による生産活動の展開は、今後の安定した農業経営を考えると当然であり、その収益をもって法人が継続的に自立し経営を行うことへの判断は妥当と考える。

総括：

市の財産は市民の財産です。今回、お尋ねした趣旨は、市が出資している第三セクターなどの財産の処理に対する透明性、公平性についてお聞きしたものです。

第三セクターである、(有)大原農業振興センターからの撤退について、発表されたのは、12月議会に上程された補正予算が初めてでした。確認したところ、9月議会の「出資法人等の経営状況の報告」の時点では、すでに撤退は完了していた。しかし、例年通り決算状況、事業計画は報告されたが、会社からの撤退については、触れられなかった。

この時点で撤退について、議会、市民に対し、何らかのアナウンスがあったべきだと考えますがいかがでしょうか。

この会社が運営する農業関係の事業が、順調に継続することは望んでやみませんが、総務省の第三セクターに関する通知にもある通り、そのやり取りについては、議会への説明と住民への情報公開がうたわっている。今回、どのような手法で透明性、公平性を保ってきたのか、市民に説明してほしいという思いで質問をしました。具体的な手法について説明が得られなかったのは残念です。

【会報について】

身内を含めた読者から、表現が硬く読みづらい、平易な表現に出来ないか、また、まとめて発行するのではなく、その都度発行できないのか等々この「美作をよくする会」の会報についてご意見をいただいています。私としては、議会での一般質問の真意をご理解いただきたいと思い、より原文に近い形で報告してきました。また、発行のタイミングにつきましては、議論の熱が冷めて公平・客観視できる時期でと言った理由もございます。

今後とも皆様に議会での討論内容について関心を持っていただけるように会報を改めていきたいと考えております。さらに記載内容について質問がございましたらご一報願います。

美作をよくする会



会報 第7-2号
発行 令和6年5月15日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

・・・令和6年3月議会では、4項目の質問をしました。長文の質疑となつてしまいましたので、8頁にわたり掲載をしています。・・・7-1に続く3問目「農業用廃プラスチックごみの無償化について」の質疑から始めます。

3. 農業用廃プラスチックごみの無償化について

毎年11月頃に、JAが農業用廃プラスチックごみの収集を行っている。市内でも多くの農家がこの事業を利用し、農業用の廃プラスチック類を処分している。今年度の処分量は約38トンとのことですが、その処分費用は高騰しており、市の補助金制度の1/3助成では、農家の負担は年々増えている状況にある。この事業を利用されるのは、市の代表的な農産物であるブドウや園芸農家が多く、収穫後の重い負担となっている。

また、廃農薬の回収は、JAによって隔年に実施されていますが、倉庫の奥には古い農薬が残っていることもあり。処分の仕方によっては水質汚染問題の原因となることも考えられます。公的な手によって処分しやすい体制を整えることが必要ではないかと思ひます。

令和5年度においては、ふるさと納税による寄付金を使った事業費は157,780千円となっている。ふるさと納税の返礼品にも農産物が多く含まれており、農業振興への充当もなされても良いのではないかと思ひます。農家からの強い要望も伝わってきています。諸々の財源を検討し、農家の負担軽減のため全額助成はできないものでしょうか。

答弁：農業用廃プラ回収事業助成事業は、美作市内における農産物生産の過程で発生する使用済みプラスチックの適正処理を支援する目的で行われている。令和2年度までは、対象経費の3分の1、上限35万円を補助していたが、令和3年度からは支援を強化し、上限150万円に引き上げることで農業者の負担軽減を図っている。この事業は、『晴れの国岡山農業協同組合勝英統括本部』が毎年11月に回収日を定め、農家から使用済みプラスチックを回収し、業者に委託して処理を行っている。

令和2年度の回収量は49,704キログラム、今年度は38,340.2キログラムであり、1キログラム当たりの利用者負担費用は、令和2年度は75円、今年度は62円となっている。

廃農薬の回収については、『農業用廃プラ改修事業助成事業』には含まれておらず、『晴れの国岡山農業協同組合勝英統括本部』が2年おきに実施しています。廃農薬に関しては、組合の実施内容を確認すると共に、近隣市町村の対応状況も確認します。

また、『ふるさと美作応援基金』を農業振興事業に充当している例としては、都市農村交流推進事業で『彩菜みまさか箕面彩都店』の店舗及び第1駐車場の土地賃借料に14,000千円を充当しています。

2 回目質問：

関係する自治体によって対応が異なると思ひますが、市として近隣自治体の状況は把握し

ておられるのでしょうか。もし調査されているのであれば、どのような状況が教えてくださいます。」

答弁：廃プラ（使用済みプラスチック）の補助等について近隣自治体に確認を行ったところ、津山市、真庭市では補助を行っていないとの回答がありました。奈義町では、処理手数料の1/2を補助し、1キログラム50円を上限に直接町民の方へ補助を行っています。勝央町では、『晴れの国岡山農業協同組合勝央支店』へ委託しており、令和4年度からは利用者の費用負担がない状況にしているとのことです。

なお、不用になった農薬処理に伴う補助については、いずれの市町も行っていないとの回答をいただいています。

総括：今年度の実績や近隣の状況を調査したところ、市内6か所で回収が行われ、回収件数は892件でした。美作地区が件数で最多、立石地区が重量で最多（38.34トン）となっています。処分費は1キロ当たり94円で、市の補助金が31.4円、個人負担が62.6円です。事業費は3,604千円、市からの助成金は1,203,882円、個人負担は2,400,097円となっており、収集にかかると事務費はJAの負担です。近隣の西栗倉村は美作市と同じ1/3助成、勝央町は事務費込みでキロ当たり100円、奈義町は50円の助成を行っています。

農家にとって、収穫期後の廃棄資材の処分費は大きな負担であり、個人負担が数万円に及ぶこともあります。令和4年度の農薬処理費用は、1キロ当たり275円、集まった量は4,743.9キロ、費用は1,304千円でした。環境問題としても、廃プラや古くなった農薬が周辺に野積みや遺棄されることのないようにするため、安全な処分方法への支援が行政として必要だと考えます。アスパラガスやキュウリの生産者は勝英管内の部会で交流しており、ブドウ部会でも生産者間の情報交換が行われています。このような中で、隣接する勝央町が全額行政支援を行っていることと聞けば、同様の支援を望むのは当然です。ふるさと美作応援基金が特産品販売事業として彩々みまかさ葉面店の土地賃借料に14,000千円充当されたこととされています。農家が、それは施設運営者側の意向であり、農家が積極的に望んだものではありません。農家としては、直接的な支援も必要だと感じています。

市の特産品づくりに貢献している農家の支援として、廃プラ収集事業の全額支援をふるさと応援寄付金で賄うことを再検討していただきたいと考えます。

4. 第三セクターの民間移譲についてお伺いします。

サブ項目として、民間移譲への指導、透明性について伺います。

美作市が出資している第三セクターについて、今後、民間移譲などを選択する際、どのような透明性・公正性をもって事務を遂行されるのでしょうか。美作市は市のホームページにおいて『第三セクター等経営健全化方針の公表』として、第三セクター等の経営健全化の取組について発表されています。その中で『公共性と企業性を持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがあります』と明記されています。また、『第三セクター等の経営健全化の方針の策定について』（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等

と関係を有する地方公共団体には、経営健全化のための方針の策定と公表が求められています。ここでいう相当程度の財政的リスクが存在する第三セクターとは、市はどのような基準をお持ちでしょうか。また、経営健全化のための方針の策定と公表はどのようにされるのでしょうか。さらに、第三セクター企業の売却は公明正大でなくてはなりません。どのような手順で民間への株式譲渡をされるのでしょうか。また、第三セクターの現状や将来見通しについて、議会への説明と住民への情報公開についてはどのようにお考えか。

答弁：第三セクターの民間移譲についてお答えします。

市が出資する法人については、地方自治法第243条の3第2項に基づき、当該法人の事業年度毎の計画及び決算に関する内容を議会に報告し、経営の透明性の確保を図っています。現在、市が出資している第三セクターは、株式会社みまきチャンネル、株式会社特産館みまさか、株式会社作東バレンタインホテルの3法人です。

議員ご質問の『相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター』とは市はどのような基準をお持ちか』につきましては、国の総務省通知に示される基準に従っています。市が出資する法人等が『債務超過法人である』『地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人である』『各地方公共団体において経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組みが必要である法人』等のいずれかに該当する場合は、経営健全化方針を策定することとしています。作東バレンタインホテルについては、令和2年度決算において債務超過となったため、令和4年4月に経営健全化方針を策定し、現在方針に基づく令和5年度の取組み状況をホームページ上で公表しています。

国が示すところ、公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。毎事業年度に報告される決算状況や事業計画等の内容を精査し、法人の経営の健全化を的確に把握してまいります。

一方で、設立当初には収益が上がらなくとも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込みがある場合には、完全な民営化（市の出資の解消）を視野に入れた経営の在り方についても検討することが望ましいとされています。大原農業振興センターについては、出資の解消を行ったところです。

2回目質問：また、平成30年2月20日付けの自治省の通知のもととなる、平成26年8月5日の総財公第102号には、議会への説明と住民への情報公開、また、経営責任の明確化と徹底した効率化が求められている。今年度において経営から撤退した（有）大原農業振興センターを基に、市の方針というか、一つの基準になるかと思っております。

令和4年の6月議会でも、私が美作市の農業振興についてお聞きした際に、市長は大原農業振興センターの経営改善ができたことを報告され、大規模な農業経営の見本のように言われていた。また、令和3年度の決算でもコロナの影響で米価が下がる中でも当期純利益を計上していた。令和4年度も黒字経営になっていると説明された。しかし、この会社は営業収支が赤字となっており、本体部分で赤字を出している会社ともいえます。

今回、そうした中、セセクから撤退することになった経緯や判断、そして今後に通ずる方針があるのかお聞きします。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 6 年 7 月 26 日

No. _____

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥27,500

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第8号	1,000部		27,500

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西 村 大 司 様

令和 6 年 7 月 26 日

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
	4	2	7	5	0	0	-

収
入
印
紙

但し 美作をよくする会 第8号印刷

上記の金額正に領収致しました

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 義

電話 (086) 954-06

産額(210.6億円)は15市中最低水準となっている。勝央町の製造業生産額(753.4億円)と比べると、実に4分の1の規模です。また、市町村民所得のデータによれば、美作市は593.0億円、27市中最下位、27市町村中でも23位に位置している。さらに、工業統計調査に基づくデータでは、美作市の事業所(従業員4人以上)の常用労働者数や製造品出荷額、現金給与総額が記載されています。これを労働者一人当たりの出荷額と給与額で比較すると、美作市は25市町村中18位の製造品出荷額(2,437万円)、19位の給与額(378.8万円)。一方、勝央町は出荷額で3位(4,907万円)、給与額で7位(447.5万円)、奈義町も出荷額で6位(3,873万円)、給与額で15位(397.3万円)となっています。一回目の答弁にはいささか矛盾を感じますが、今後、市民の所得向上を図るための産業振興策について市の見解をお聞かせします。また、市内企業が連携して事業を進めるための産業振興支援部署の設置計画についても伺います。

答弁：産業の強靱化に関して、美作市では生産年齢人口の減少が予想される中で、持続的な発展を実現するためには、多様な人材の活用による担い手の確保とともに、生産性の向上が急務です。特に新たな企業を誘致するには、労働力の供給が不可欠です。もし市内の外国人労働者が全て日本人に置き換わった場合、これが人口問題にどれだけ良い影響を与えるかは計り知れません。労働力確保の取り組みを最優先に考え、省力化に貢献する投資を促進し、人員を増やさずに生産性を向上させる取り組みが必要です。また、産業の強靱化に関して、美作市においては生産年齢人口の減少が予測される中で、持続的な発展のためには多様な人材の活用による担い手の確保と生産性向上が求められると考えています。現在、日本全国での問題として、新たな企業誘致には労働力の確保が不可欠です。もし市内で働いている外国人労働者が全て日本人に置き換えられた場合、今回多くのご質問を頂いている人口問題にどれほどの好影響を与えるか測り知れません。労働力の確保につながる取り組みを第一に考え、次に省力化につながる投資を促進し、人員を増やすことなく生産性を上げていくような取り組みが必要です。また、一報としてお伝えしますが、まだ確定はしておりませんが、隣町からの1事業所が丸ごと移転を計画しています。この事業所は現在、土地の確保を進めている。約4億円の年商を持ち、約10名の従業員を擁する規模です。このような企業誘致の日々の努力を報告させていただきます。

市長：企業誘致について、私たちは中小企業の大規模誘致を着実に推進していく必要があります。また、産業の国内回帰やIT、グリーンエネルギー(GX)など、日本経済を牽引する大きな波に対応した政策も不可欠です。例えば、千葉県の印西市のデータセンター立地事例を挙げると、高い固定資産税収入と雇用創出が見込まれます。このような取り組みは岡山県との連携を強化しながら推進していきます。岡山県としてもデータセンター立地を推進しており、県内の安定した地盤やグリーンな電力供給が競争優位性となっています。我々としても県との協力を通じて、さらなる産業誘致を目指しています。私たちは着実な施策を重ねつつ、時代の流れに乗って大きな成果も目指したいと考えています。産業基盤の強化を通じて、美作市の未来に貢献していきます。

【後書】6月議会で、「健康寿命を伸ばそう条例」が可決され、愛育、栄養委員の再編後の体制として「美作市健康推進委員会」が設けられることが公表された。



美作をよさくする会

会報 第8号
発行 令和6年7月26日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号では、令和6年6月定例会での私の一般質問等を掲載しています。

鈴木議員に対する再々度の議員辞職勧告決議について

令和6年5月29日開会の議会において、新免議員より「鈴木議員に対する再度の議員辞職勧告決議について」として動議が出され、追加日程となった。「(前文略)その職責を理解しているのであれば、辞職することが市民の信頼を回復し議会の名誉及び権威を守ることにつながる。よって、美作市議会議員の職を辞することを勧告する。」と提出理由の説明があった。私も、辞職勧告の決議に賛成の立場で討論を行いました。

採決の結果は、10:6で可決された。(鈴木議員は辞職していません。)

2024年6月定例会 一般質問

1.水害の時期を迎えて、なぜ個別避難計画の作成が進まないのか

令和6年9月議会において、防災に関する意識の高い方からの問い合わせをいただき、避難時要支援者の個別避難計画について質問をしました。『避難行動要支援者の避難確保に向けた個別避難計画の策定が努力義務となった』ことから、早急な対応がされたか、2回目には、それまでどのように取り組んできたのか、疑問に思うような答弁だったと記憶しています。この質問を繰り返すのは、それだけ大雨洪水警報に敏感にならなければならない地区があるからです。また、今回、危機管理室から自主防災会や自治会に依頼した避難行動要支援者名簿はどういう趣旨でどのように運用しようとしているのか。これはこれまで検討を重ねていた個別避難計画で想定される要支援者名簿とどのような違いがあるのか。個人情報等難しいところもあるが、量と一緒に二階へ避難しなければならなかった過去があるエリアからの期待に応えてほしい。

答弁：個別避難計画作成の経緯については、令和6年の法改正に合わせて国が示した運用は、『優先度が高い者の計画を令和7年度までに作成すること、市町村が主体となり関係者と連携して作成すること、要支援者本人の状況を把握し信頼関係が築かれた福祉専門職の参画が極めて重要である』などの方針が示された。これを受け、岡山県と県内市町村で構成する協議会において、取り組みの調査研究や計画作成の進め方、様式集などの調整を行い、令和6年3月に共通マニュアルを作成している。令和6年度からは、福祉専門職や医療、看護、福祉などの職域団体にも参画してもらい、岡山県個別避難計画策定加速化協議会を立ち上げる計画となっている。美作市においても、要支援者の多くは福祉部局が所管する事務の対象者であり、民生委員さんが活動してきた災害時要支援者支援と類似する部分もあること等を考慮して、対象者に該当する介護度や障害等級等の窓口で、個人情報の本人同意を得ることが、新規対象者に対するアプローチとして有効であると考え、協議会スケジュールと歩

調を合わせていたところですが、しかし、これらは支援する関係者や地域の協力を求める前の準備過程であるため、既に自主防災会等で支援体制を整えている地域では、もどかしい印象を持たれていることと思います。そのため今年4月、地域で取り組まれている支援者名簿等がある場合は、その情報の提供を依頼したところ、現在までに6団体から情報提供があり、地域の立場や支援する立場の方が、必要とする現場の情報として参考とさせていたところとあります。これらを踏まえて今後の方針は、福祉部局や福祉専門職が参画する県の協議会においては、協力体制の確立と充実した計画内容を長期的な視点で目指すこととし、一方では、地域や法が求める項目に絞った計画の作成に着手し、スピードアップを図りたいと思います。具体的には、法が求める名簿掲載の本人同意と計画作成の意向について郵送により確認し、今年度内には関係者と名簿を共有した上で、自主防災会等の協力を頂きながら計画作成を進めたいと考えています。」

2回目質問：進んでいない原因はどこにあるのか。

民生・児童委員会の会議でも、地区社協のおたがいがさまネット事業で行っている見守り会でも、これまで一度も、要支援者の個別避難計画が議題になったことがないといわれています。目標とする期限まであと一年程となっている。進んでいない原因はどこにあるとお考えか。

答弁：計画作成の前段階として、個人情報提供の本人同意を取得するために、地区社協が実施している見守り会議で調整を進めていたが、時間がかかっていることが原因のひとつです。他の市町村も同様の課題を抱えているため、県単位で今年度から協議会を立ち上げる計画を進めています。私自身も、もう少し早いペースで調整できると考えていたが、福祉関係者が参画する制度設計には時間が必要と判断し、できることから並行して着手する方針を取りました。

3回目質問：市のマニュアルはできているのか、目標期日はあるのか。

これから梅雨の時期に入り、水管など大水の発生が心配される時期となります。広報みまさかの6月号でも「もしもの時、安全に避難できますか」と題し特集が組まれています。また、3年前の資料では、現在の庁舎周辺が河川の氾濫区域で、水深7メートルになると説明されています。庁舎の建替えは進んでいますが、市民への対応が遅れています。この個別避難計画の策定が努力義務となった時点で、早急に対応されるべきだったと思います。昨年の台風7号や2年前の西日本豪雨の教訓を踏まえ、住民間の協力も欠かせません。そこで、市のマニュアルはできているのか、目標期日はあるのか、今後の計画はどうなのか。

答弁：美作市では、平成26年に避難行動要支援者避難支援計画を作成し、自治会等に計画作成要領を配布して個別避難計画を作成していただきました。令和3年の法改正や県マニュアルに沿って現在改定作業を進めています。今後のスケジュールとしては、近々に要支援者に個人情報に関する同意関係書類を郵送し、回答が得られた段階で自主防災会等と名簿を共有し、計画作成の協力をお願いできる状態に持っていくことを年度中の目標としています。また、新たな要支援者の追加や事情の変化に応じて、これらの作業は毎年のサイクルとなります。福祉関係者の計画や計画内容の充実については、整った段階で加えていきたいと考えています。

総括：個人情報を含む調査には拒否される方もいますが、基本的な台帳の作成は重要です。

総合支所も動員できるはずですが、私がこの質問を繰り返すのは、市民の後悔や心の傷を少しでも回避するためです。この計画があれば、Aさんの担当はBさんで、Bさんの都合が悪くときはCさんが支援に向かう、その経緯が避難所に伝わることで安否確認がスムーズになります。独自の個別避難計画を作成してきた地区もあり、それが自治体の努力義務となりました。4年前です。この計画の完成と運用を待つのは当然のこと、市民の生命に関わる重要なことです。国も優先度を踏まえた計画策定を進め、交付税の措置もあります。庁舎移転の理由に挙げた水没エリア周辺への対応も優先的に進めるべきです。後悔しないよう、早急な対応をお願いして、この項を終わります。

2.産業振興策について

美作市の産業振興に関連して企業誘致についてお尋ねします。担当部署によれば、(i)作東産業団地を含む市内の事業用地はほぼ完売した。(ii)以前ほどの積極的な企業誘致活動は行われていない。(iii)現在は市内企業の支援に重点を置いている。(iv)依然として企業からの進出に関する問い合わせがある。一方、岡山県全体では、気候条件の良さや地震の少なさ、美しい環境、そして教育の充実などの要因から多くの企業からの問い合わせがあり、令和5年度には24件の企業誘致があった。製造業が15件、流通業が5件、その他本社移転や支店開設などが4件で、地域別では県南の内陸が11件、臨海が8件、県中北部が5件となっている。岡山県全体の企業誘致は安定しており、美作市もその一翼を担っています。答弁：美作市の産業振興においては、地域の需要に応じて新たな産業団地の整備を検討する声もありますが、現在の焦点は労働力の確保にあります。これまでの経験から、「働き手がいれば業務拡張を行いたい」という企業の声を受けて、労働力確保に向けた施策に注力しています。また、今年度からは5億円以上の大規模投資に対して「美作市大規模設備投資促進補助金」を創設し、業種を限定しないことで新たな業種の進出を促進し、労働力不足の解消にも寄与することを目指しています。

質問：美西道各ICの活用策について

答弁：美岡道の英田・湯郷IC間の工事が進んでいる中、社会経済情勢も変化しています。美作市としては、地域振興や経済活動の促進を考え、産業団地の整備や企業誘致の計画を見直しています。IC周辺は製造工場や物流施設に適した場所であり、進出を希望する企業には土地開発公社を通じてサポートを提供しています。

2回目質問：岡山県が発表している市町村民経済計算という資料があります。これは各自治体のGDPに近い数字を示しますが、最新の令和3年度データによれば、美作市の産業構造は明確に農林業が主力です。市町村内総生産額で言えば、美作市は784億8千9百万円で、15市の中で14番目。一方、隣接する勝央町は1012億9千3百万円、真庭市は美作市の2倍の1567億7千6百万円を計上している。また美作市の産業別内訳を金額ベースで見ると、第1次産業の生産額は29.7億円、第2次産業(248億円)の約一割強、第3次産業(506.9億円)が第2次産業の約2倍の規模です。その中で最も大きなシェアを占めるのは製造業で、次に不動産業、そして保健衛生・社会事業が続きます。製造業の生

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 6 年 8 月 5 日

No. _____

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥30,800

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 (増刷) 第2号~5号	各100部		30,800

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西 村 大 司 様

令和 6 年 8 月 5 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
			4	3	0	8	00-

収
入
印
紙

但し 美作をよくする会 2号~5号 増刷

上記の金額正に領収致しました

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規

電話 (086) 954-06

自由になれば、投票率向上につながるのではないかと。市内の投票所を本部とオンラインで結べば可能になるのではないかと。デジタル化の進む中で当日投票所の広域化は考えられないかと。答弁：現在、期日前投票所6か所、当日投票所27か所を設けている。期日前は、安全性の高いネットワークで投票事務を行っているが、当日投票では、紙ベースでの処理のためトラブル防止の面から区域内での投票となっている。共通投票所については、平成28年から当日投票所においても共通投票が可能となっており、設置自治体の事例を参考に研究していく。

②移動期日前投票所について

山間部の高齢の方から、選挙の投票日に投票所までバスを運行してもらえないかという声があります。車に乗らない方にとって遠くの投票所までは、誰かの車に乗せてもらわなければ行かない状況にある。高齢化が進む山間部においてはこのような方が今後、急速に増えていくと想定される。そこで、移動投票所の運用を考えてはどうかと。全国でも、投票所の統廃合による対応で実施しているところもあるようです。また純然たる中山間地の投票環境の向上のため実施しているところもあるようです。

答弁：移動期日前投票所は、有権者の投票機会を確保するために、全国の山間部を抱える自治体で導入されている。高齢者の投票機会の確保は、課題として認識している。有権者の投票機会の確保のため、検討していく。

3 姫新線の今後について

①美作市の方針について

国土交通省の有識者検討会によりローカル鉄道の再構築に関する提言がなされ、この地区では姫新線の名前が挙がっている。道路網の整備や人口の減少により負のスパイラルに陥っているのがこの地域の公共交通機関の現状です。姫新線について、美作市に対し協議の申し出があったのか、また、美作市として現時点での対処方針、廃線になる場合の対処方針、他市町との連携、高校生の通学や高齢者の通院支援についてどのようにお考えか。

答弁：姫新線について、今のところ、市への個別の協議の申し出はない。県が中心となり本年7月に利用促進と地域振興を目的に、岡山県JR在来線利用促進協議会が新たに設立された。市としては、鉄道ネットワーク全体の維持の為、幹線の収益率向上を主眼に置き、最も効果的な手法を探るべきという意見を県に具申している。

4.中学校部活動の地域移行について

①現在の対応状況について

公立中学校の部活動改革で、休日の部活動の指導を民間にゆだねる「地域移行」について、美作市ではどのような対応を考えているのか。3年間という移行期間はすでに始まっている。現在どのような体制で、またどのような案で検討を進めているのか。

答弁：国は令和5年度以降の休日の部活動の段階的地域移行に向けて教育委員会ははじめ関係者が検討・協議していくことを求めている。市内では11種類の部活動が行われ、生徒の責任感・連帯感の涵養や自己肯定感の向上に努めている。市では令和元年度より検討準備会を設置し、体制整備に向けた議論を重ねています。しかし、この問題は一朝一夕になるものではなく、段階的に進められるよう学校、生徒、保護者地域のニーズを把握し体制づくりを進めていく。



美作をよさする会

会 報 第 2 号
発行 令和5年4月10日

発行責任者/美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

昨年4月に第1号を発行してから瞬く間に月日が過ぎてしまいました。今回も私の一般質問を通して、市政報告をさせていただきます。この号では、令和4年6月、9月の定例会を掲載しています。

2022年6月議会 一般質問

1. 農業振興策について

①美作市の農業振興策について

多くの農家を取り組め、かつ収入も見込める作物をどのように発掘するのか、市場にインパクトを与えるにはどんな方策があるのか、耕作放棄地を出さないよう、持続的な生産、販売のために地域全体でどのような体制を整備すべきか、地域の絆を保つために農業をどう活用するか、誰もが切望する農業振興、そしてその延長にある農村振興をどのように実現していくのか。

答弁：2020年農林業センサスでは、市内の総農家数は2,666戸で、そのうち販売農家が、1,477戸、自給農家が1,189戸となっている。5年間で総農家数は639戸の減、販売農家数は148戸の減と約2割減少している。

市では6年前よりもち麦の栽培に取り組み、令和2年度では160トン超の収穫であったが、各地で生産され現在は供給過多になっている。昨年度は「キヌア」、「食用ホウズキ」などの栽培を試みた。今後は白大豆などの生産に取り組みたい。また、地域の絆保持のため多面的広域活動組織の取組みを始めている。

②儲かる農業とは

高齢化が進み、後継者不足に伴う担い手の減少が原因で耕作放棄地の増加や地域の森林の荒廃の進行など重大な課題に直面している。そうした中で、どうすれば美作市の農業を魅力的なものにすることができているのか、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「儲かる」、「稼げる」ものにすることができているのか、長年にわたる命題であり、喫緊の課題である。儲かる農業と名を打って農業振興を掲げるなら、例えば産直市場の売れ行き等を分析しその結果をもとに生産者に対して需要に応じた多種類の作物の生産出荷を要請していくなど工夫を凝らした作付け指導を行い、また一方では、産直施設の再整備や広報戦略の見直し、ネットを活用した直販制度の拡充などを行い、産直市場とその関連の売り上げを伸ばしていくことが、直接農家の所得向上につながるかと考えますが、・・・。

答弁：新規就農の最大の課題は販売先の確保です。美作市には彩葉茶屋や箕面市の彩葉箕面彩都店があり、販売ツールとして大きな役割を担っている。令和3年度年間売り上げは対前年比102.1%で、861百万円と好調を続けている。市としても、特産館みまさかと連

携を取りながら販売農家の支援を続けていく。

③スマート農業について

近年、各地からスマート農業に関するニュースが聞こえてくるが、美作市ではどのような取り組みをしているのか。スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のことですが、美作市ではあまり声を聞かれません。スマート農業が推奨される目的としては、「食料自給率の向上」「労働力不足の解決」「農業技術の継承」の3つが挙げられている。いち早く最新技術を取り入れる工夫をしなれば、特に高齢化と後継者不足によるこの中山間地域の農業の衰退は免れないものとなる恐れがある。

答弁：市内の状況は、約4軒の大型農家がドローンを使った農薬、肥料の空中散布を行っている。また、田殿地区では水田の水管理をスマホで確認できるシステムを導入している。また、昨年から土居、豊野地区ではリモコンの草刈り機の試験導入を行っている。スマート農業に係る機械は高額なものが多く、導入される農家は限られてきますが、「生産性向上支援事業」として上限50万円の機械補助を予算要求している。諸要件はあるが活用願いたい。

2回目

特産品として、キヌアや食用ほうずきの名を挙げられたが、誰もが取り組める作物といえるのか。また、どのような手法で特産品化を進め、一般的な野菜などと比べ高収入にしたいのか。

「生産性向上支援事業」といわれたが、多くの農家が活用できる事業なのか。

農業は実学です、実践したことがすべてです。その中で一番頼りになるのが熟練農家の技です。先進的な農家や経験豊富な農家を招いた農業塾の開催など、後進に先人の知恵を伝える工夫をしてほしい。

答弁：キヌアは、ほとんどが輸入品です。商談会などでは国内産のキヌアに対する需要が多数寄せられ、市でも取り組めないかと検討している。「食用ほうずき」はマンゴーのような味と香りがする作物で道の駅のほかに湯郷温泉の旅館での活用ができれば特産品になると考える。生産性向上支援事業は、認定農業者や農業者団体を対象に機械や設備の導入に対し補助するものです。

農業知識の伝承については、「農作物販路拡大推進事業補助金制度」を設け、新規就農者の支援を行う事業がある。その中でベテラン農家の協力を得て就農希望者や移住希望者に農業体験や講習会を開催していく。

総括として、5年間に2割の農家が減少しているが、市内にはまだまだ2,000戸を超える農家が頑張っている。多くの農家が励みになるような明るい話題を作ってほしい。また、中山間地域で野菜と水稻の経営で家を新築し、子供二人を大学まで出したといわれる方がおられる。こうした方の知識を後につなげる工夫をしてほしい。(終わり)

◎新庁舎の設計を㈱久米設計に委託。新庁舎(4,515m²)来庁者用駐車場(100台)

◎庁舎、防災公園用地約6.6haの用地費、新庁舎敷地造成費527,918千円を可決。

2022年9月議会 一般質問

1.台風シーズンを迎えて

①個別避難計画の見直しの状況について

昨年、個別避難計画が市町村の努力義務となっていたことを受けて、質問をしたが、その後、どのような対応がなされているのか。新聞報道では、計画策定済みが全国で1割程度、県下では浅口市と久米南町の2市町となっている。昨年の回答では、関係部署と調整をし、見直しを行うとあったが、現状はどうなっているのか。もし、見直しが進んでいないのであれば、その原因について、また、今後、策定する考えであるのならそのスケジュール、活用に向けての計画を示していただきたい。

答弁：避難行動要支援者の取り組みを始めた平成26年当時は、自主防災会、自治会、地区社協等が協力して取り組み、一定数の名簿作成と個別支援計画を作成することができたが、中心に活動する組織を地域の実情に応じて柔軟に設定したため、のちの追跡調査や、新たな対象者の計画作成が徐々に停滞してきた。また、要支援者と自主防災会等の間で、個人情報保護を心配される声もあり課題となっている。そのため、要介護認定者や、身体・知的・精神の各障害者が、日頃サポートを受けている関係者と避難計画を考えるほうが、充実した避難計画が安心してできると考え、他の市町村の取り組みも参考に体制の再構築を保健福祉部と調整している。また要支援者の個人情報更新やプライバシーを含むこの計画への理解が得られたい状況にある。今年度からは「市包括ケア会議」における「地域包括ケアシステム」の実践の中で災害時の個別避難計画について議論することになる。

②巨勢地区避難場所の環境改善について

昨年、旧巨勢小学校の校舎の屋内トイレの改修について質問したところ、「美作市公民館及び集会施設等整理の推進に関する条例」に基づき、施設の位置づけを検討したのちに担当部署で対応するという回答があった。その後、公民館としての指定はなされないまま各種集会施設として地元自治振興協議会に貸出ている。また水害の避難場所とすらなっている。本来なら、施設の位置づけをうぬぬん言う前に、水害の避難場所とするだけでも、屋内の水洗トイレへの改修は必要な措置だと考えるが、市はどのように考えているのか。

前回も触れたが、この施設は地域活動の拠点として、乳幼児から高齢者まで多くの方の集会施設としての機能を果たしている。地域からの要望も出ていると思うが、屋内の一部のトイレの改修の要望に応えることはできないのか。

答弁：市内の避難場所の修繕については、地域間で格差が生じるため、慎重に考えている。この施設は、地元自治会から公民館の指定ではなく集会施設とする要望が出ている。今回の条例の整備後、トイレの新設については有利な財源を活用し整備ができると思うが、用途変更に伴う見直しから整備の議論が必要になる。今後、地元自治振と協議を重ねていく。

2.選挙投票環境の改善について

①選挙当日と期日前について

選挙に関する市民からの声で、期日前投票の場合は市内の会場どこでも投票が可能であるのに対し、選挙当日は指定された投票所でしか投票ができない。投票日当日も会場の選沢が

ちには強いものがある。しかし、小中学校の連携が重要視され、小中学校間の近接が望まれる中、老朽化による建て替えの検討をしなければならぬ校舎も増えてくる。減少を続ける子供の数をすぐに増加に転ずることは現実には不可能に近く、子供の教育の充実という観点からは、課題が続く時期にある。教育委員会には、専門的立場から、振り返って見て間違いはなかったといえる手腕を期待する。

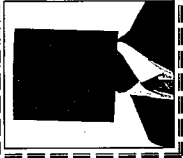
また、人口施策は、赤ちゃんが成長し結婚し、子供を持つまでに約25年から30年、孫の代まで考えると60年をはかるともいわれ、結果が出るまでに長い年月を要します。これまでも少子高齢化が叫ばれるなか、定住人口増に向けた活動は続けてきた。しかし、それ以上に少子高齢化が進んだということだろうと思う。この問題は、総合的な施策が求められる案件で、特効薬はないように思われる。

今できることは、人口問題に対する未来の姿を明確にし、共通の概念をもって、地道に仕事
 の場づくり、子育て、教育、住宅の整備を積み重ねていくことが大事ではないかと思ひます。

(市内の児童生徒数の推移：人、％、△はマイナス)

小学校区の児童数の推移(教育行政便覧)											
小学校	H19	H24	H30	R1	R2	R3	R4	R4:H19	R4:H24		
勝田小学校	138	89	86	91	84	82	78	△ 43.5	△ 12.4		
勝田東小学校	22	17	23	22	23	23	21	△ 4.5	23.5		
勝田地区	160	106	109	113	107	105	99	△ 38.1	△ 6.6		
大原小学校	221	204	174	170	157	148	139	△ 37.1	△ 31.9		
東栗倉小学校	66	55	44	34	31	24	17	△ 74.2	△ 69.1		
美作第一小学校	283	289	225	219	212	214	216	△ 23.7	△ 25.3		
美作北小学校	344	340	323	317	321	340	346	0.6	1.8		
美作地区	627	629	548	536	533	554	562	△ 10.4	△ 10.7		
江見小学校	210	193	134	139	135	130	133	△ 36.7	△ 31.1		
土居小学校	99	77	69	60	50	47	45	△ 54.5	△ 41.6		
作東地区	309	270	203	199	185	177	178	△ 42.4	△ 34.1		
英田小学校	196	140	96	86	88	78	77	△ 60.7	△ 45.0		
合計	1,579	1,404	1,174	1,138	1,101	1,086	1,072	△ 32.1	△ 23.6		

中学校区の生徒数の推移(教育行政便覧)											
中学校区	H19	H24	H30	R1	R2	R3	R4	R4:H19	R4:H24		
勝田中学校区	270	181	159	165	154	156	150	△ 44.4	△ 17.1		
大原中学校区	439	391	320	314	307	302	276	△ 37.1	△ 29.4		
美作中学校区	949	940	827	800	814	831	832	△ 12.3	△ 11.5		
作東中学校区	515	425	333	326	316	291	286	△ 44.5	△ 32.7		
英田中学校区	305	229	158	147	141	127	124	△ 59.3	△ 45.9		
合計	2,478	2,166	1,797	1,752	1,732	1,707	1,668	△ 32.7	△ 23.0		



美作をよくする会

会 報 第 3 号
 発行 令和 5 年 4 月 20 日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司
 TEL/FAX

この号では、令和 5 年 3 月定例会一般質問をお知らせします。令和 4 年 1 月 29 日に開
 会された 1 2 月定例会は、初日に、令和 3 年度決算特別委員会委員長として審査結果の報告
 を行うが、翌日、XXXXXXXXXX、一般質問ができなかった。

2023年3月定例会 一般質問

1.健康寿命の延伸について

①フレイル予防への取り組みについて

健康寿命という指標が20年ほど前から言われています。実際の寿命ではなく、介護が必要
 になるまでの年数を言うようですが、男性が約72歳、女性が約76歳といわれ、介護を必
 要とする期間が、男性が約9年、女性が約11年と推定されています。健康な期間を延ばし、
 この要介護期間を短くしようという取り組みが始まっています。このため健康体操やフレイ
 ル予防といった活動に市はどのような取り組みを考えているのか。

また、地域でのフレイル予防活動に対し、活動助成金制度を設ける考えはないか。
 (フレイルとは、健康と要介護・寝たきりの間を指し、「加齢によって心身が老い衰え、社
 会とのつながりが減少した状態」のことです。)

答弁：高齢者が要介護状態になる手前のフレイルをより早く予防することが重要と考え、東
 京大学と連携した地域フレイル予防事業を令和 4 年 1 2 月から開始している。フレイルサポ
 ーター講座を開催し、養成されたフレイルサポーターが地域の方のフレイルチェックを行う。
 フレイル予防の3大要素といわれる「栄養」「運動」「社会参加」について、各人がフレイル
 の兆候を発見できる仕組みとなっている。この活動は地域住民による地域住民のためのもの
 で、「地域づくり」も一つの目的である。なお、この事業は国の特別調整交付金を主財源と
 するもので、この交付金の続く限り、市の事業として行っていく。

2.美作市の人口対策について

①住宅施策で人口増を

令和 2 年の国勢調査では美作市の人口は外国人を含めて 25,939 人、日本人だけでは
 25,456 人であった。(人口を示す数字には国勢調査と住民基本台帳によるものとある
 が、国勢調査のほうが実態に近いといわれている。)岡山県ではこの国勢調査人口を基に毎
 月流動人口を加味し、各自自治体の人口推計を行っている。美作市では令和 5 年 1 月 1 日現在
 で 24,953 人と発表され、市の人口ビジョンにうたう 2040 年の人口を 25,000
 人以上にという目標をすでに割り込んでいることになる。また、市の中心エリアへの人口集
 中はあるものの、他のエリアでは一様に平均以上の人口減少が続いている。

そうした中、英田から美作南部にかけての地域では、美岡道の各 IC を使えば岡山エリアが

30分の通勤エリアになる。多くの方が望む産業団地やサテライトオフィスまた居住地として適地となるものと思う。これから子ども園の建築も始まり子育ての受け皿も整備されていく中で、市の南部地域での宅地の分譲や、子育て支援住宅などの住宅政策、また産業団地などについてどのような計画を進めているのか。

答弁：市の総合戦略では高規格道路の整備を見据えた新たな産業団地の造成や企業誘致を積極的に進め、魅力ある住宅地の供給など定住促進等を目標に掲げています。美岡道の工事も進み、英田地域では市営住宅跡地を分譲宅地として5区画を整備しているところですが、また、英田IC（仮称）の供用開始に合わせて南部工業団地造成、企業誘致による人口増加が期待されることから分譲宅地について検討している。

②市民アンケートの結果について

市はこれまで人口増加策として各種補助金制度を設け、近隣自治体に引けを取らないソフト事業を進めてきた。しかし、全国一様に子供政策に舵を切る中、目新しい事業は少なくなってしまう。かといって、地域の魅力づくりを怠れば自治体間の競争に負けてしまい、過疎の先進地になってしまう恐れがある。

今こそ、地域の特性をしっかりと分析し、中長期的なビジョンの下、共通概念をもって取り組む姿勢が求められていると考える。そこで、昨年行われた市民アンケートの結果、市民はどのような項目に関心が高かったのか、結果の概要を示してほしい。

答弁：現在取りまとめを行っており、近日中に公表する。1番は「医療・福祉サービスの充実」2番目が「外出や買い物など高齢者の移動を支援する取り組み」3番目が「新型コロナウイルスに関する感染予防・経済対策」4番が「看護師や介護福祉士等の人材の確保」5番目が「おいしい水を供給するための施設の更新や水道料金の統一」でした。

③出生数増に向けて

人口の増加策で重要なことは、出産可能な人口の増加を図ることです。そのためには安心して働ける職場があること。通勤可能な交通環境の整備、住宅があること、子育てに必要な産婦人科や小児科などの医療機関や教育環境の充実が欠かせない条件となる。子供の数を増やすには20歳から39歳までの女性の数が大きく影響します。統計資料によると、その数が2015年の2,071人から15年後の2030年には800人余り、約40%の減少が予測されています。しかも、東栗倉、作東、英田など周辺部の減少が予測されます。

市は今後どのような手法で出生率の向上、出生児数の増加を図ろうとしているのか。

答弁：出生数の増加は、行政の最重要課題です。市全体の取り組みとなるよう総合戦略に盛り込んでいます。施策としては、妊娠前から子育て期にわたり切れ目のない支援と気懸に相談できる「子育て世代包括支援センター」を設置し、子育てサポートを充実させ、支援が必要な妊産婦や発達障害の子供を持つ保護者の不安を和らげ、また、安心して子育てができる街を目指している。現在、「子育て支援プラン」を作成し子育て等の取り組みや支援策の周知に努めている。

④小規模校の維持について

学校の存在は、移住定住問題では大きなウェートを占めます。通学距離、教育水準、学校のレベルの均衡、支援体制の充実などが若い世代の移住先決定の大きなポイントになりま

す。また、小規模校という問題があります。クラス替えのできない学校が多くなり、大規模校との違いが生まれています。

同じ市内の学校で教育環境が異なることに対する問題意識とか取り組みについてどのように対処しているのか。

答弁：学校、園の統廃合については、保護者や地域の統合要望の意思が尊重され進められるものと考えている。しかし、児童生徒数の減少に伴い、複式学級になるなど、子供たちを取り巻く学習環境を考えると、保護者、地域で統廃合について検討が必要ではないかと考える。また、学校間の交流機会についてはリモートによる交流活動などの実績もあり、小規模校と大規模校など交流が行えるか、学校の意見をとり入れながら検討していく。

2回目

①人口減少問題と地域振興について

小規模なら、宅地にしやすい空き地ができればたら宅地化をするという手法もあるし、また候補地を選定して、数十区画規模の宅地造成を考えるなど、柔軟な手法で住宅供給を考えてはいるかがか。そこで、お聞きしますが、市はどのエリアに、どれだけの住居を計画しているのか。それによってどれだけの移住人口の増を考えているのかお聞きます。これから家を建てるのかと考えておられる方には大いに参考になるものと思います。

④小規模校の維持について

美作市の場合、広大な面積に分散している学校ばかりです。多様な問題を抱える市内の学校環境ですが、少人数校でも、大きな集団の中で力を発揮できるような子供の教育が求められていると思いますが、また、AIやWEBを使った、先進的な取り組みについて、再度、そういう取り組みについてお聞きます。

答弁：①市では、令和3年度において市有地に分譲宅地9区画の入札を実施した。また、英田ICアクセス沿道については5,000m²、15区画程度検討しており、ほかに数か所の宅地開発を研究している。また、定住促進団地（3団地・280戸）の提供。このほか各種補助事業の充実、お試し住宅・空き家バンクなどの情報提供を行っている。移住人口増加目標としては令和2年度からの5年間で移住定住補助金の対象者延べ875人、定住促進住宅への転入延べ30世帯、社宅契約者延べ100人の目標を立てている。

④市内の小規模校同士でのリモート学習や市街の学校とのリモート交流で様々な価値観に触れられるよう各校で取り組んでいる。中学校においては、一人の教師が複数の教科を持つため教科担当同士の連携が取れない状況にある。小規模校同士で合同の教科会が定期的に行えるよう配慮し、学校を超えた授業力と学力の向上につなげていく。

総括：学校関係では、市内の小中学校でクラス替えができるのは数校しかなくなった。2極化する学校がある中、小規模校と大規模校などがどのように補い合えるのか検討をしてはどうか。高校になって、いきなり大クラスに加わる予行演習にもなるのではと感じる。また、AIやWEBなど最新技術の導入は大いに必要で、多忙な教職員の負担軽減、子供たちの多様な考えや異なる環境への理解にもつながるのではないかと。

また、学校は地域の核のような存在であることから、現状を極力維持してほしいという気持

いても、市のホームページで取扱いについて注意喚起を行っている。
処理方法としては、抜き取った後、袋に密閉し草が枯れたり腐ったりしてから可燃ごみと
して処分するよう案内している。

談話：平成の初めの頃ですが、コシヒカリが1俵当たり2万円を超えていた時期がありました。
た。多くの農家が、日本晴や中生新千本からコシヒカリに切り替え始めた時期でもあります。
そのコシヒカリも、今では半額以下になってしまっています。これから人口が減少し、コメの
消費も少なくなくと予想されますが、どのような将来予測をしているのか知りたいですね。
彩葉通信では、多種類の野菜を年間通して産直市に出品している方がおられるが、こうし
た方の種別、品種の選別、栽培時期、生育管理、商品化への工夫、また、時流となった有機
栽培、減農薬への取り組みなど、持っておられるノウハウを教えてください。それは重要こと
はないでしょうか。実践された方にしかわからないかと思っています。そのような農家
の協力を得ていくことも儲かる農業の一助ではないかと思っています。新たに農業を始めようか
という方だけでなく、多くの農家にとっても有難い話だと思います。

(農林業センサス)

経営耕地面積

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		R2:H17		R2:H27	
	2000	2005	2010	2015	2020	2020	△ 839	-34.1%	△ 268	-14.2%
経営耕地総面積	2,784	2,464	2,038	1,893	1,625	1,625	△ 839	-34.1%	△ 268	-14.2%
田	2,316	1,847	1,729	1,655	1,394	1,394	△ 453	-24.5%	△ 261	-15.8%
畑	357	257	268	181	185	185	△ 72	-28.0%	4	2.2%
樹園地	111	74	42	56	45	45	△ 29	-39.2%	△ 11	-19.6%
借入耕地	491	491	544	684	730	730	239	48.7%	46	6.7%
貸付耕地	189	165	71	66	48	48	△ 117	-70.9%	△ 18	-27.3%
耕作放棄地	249	389	169	189	-	-				

経営耕地のある農家数と経営耕地面積

単位
農家数：戸
面積：a

区分	総 農 家					
	計			販売農家		
	農家数	面 積	面 積	農家数	面 積	面 積
平成17年	4,392	246,445	215,633	2,801	1,591	30,812
平成22年	3,949	233,403	203,831	2,419	1,530	29,572
平成27年	3,299	202,803	177,515	1,965	1,334	25,288
令和2年	2,664	169,695	147,214	1,475	1,189	22,481

美作をよさする会

発行責任者/美作市議会議員 西村大司

TBL/FAX

今回は、4月の2回の臨時議会と令和5年6月議会について、掲載しています。

2023年第3回4月臨時議会（4月14日）

副市長の選任同意について 春名総合戦略官の副市長選任を承認。

教育委員会教育長の任命について 福田教育長の任命を承認。

美作市議会役員等について

議長選の結果は、山本雅彦議員12、鈴木悦子議員5、倉地重夫議員1となり山本雅彦議員が議長に選出されました。また、副議長には安藤功議員、議会選出監査委員は和田広宣議員となりました。（私は、文教厚生委員会の委員となりました。）

2023年第4回4月臨時議会（4月28日）

滋慶学園の大学キャンパス誘致に係る債務負担行為等の補正予算（第1号）について

この議案に賛成討論した議員は、角南、和田い、神原、鈴木、青山、山本真の6議員、一方、反対討論した議員は、西村、和田広、安藤、倉地、中山、新免、金谷、森元、田村の9議員。賛成少数でこの議案は否決された。（名前は発言順）
（私の発言）

大原、東栗倉地域において、これまで地域のシンボルであった、クアガーデン武蔵の里、こぶしの里の施設が廃止され、また愛の村パーク、ベルビール自然公園、武蔵武道館も皆さんよくご存じの状態である。さらに東栗倉小学校、幼稚園の廃止となる中で、専門学校看護科の生徒数が増え、また今回、時代の先端ともいえるデジタルサイエンス学科などの大学のキャンパスの新設は、新風をもたらし施設となるのではないかと期待をしたものである。もちろん若者人口の減少や県北の過疎地ということで、学校経営が持続可能かどうか不安もある。また総額21億円という数字は決して小さいものではない。投下する地域に対して、それだけの投資効果を期待できるのか。また、毎年7億円という経済効果にしても、そこまでのことではないと思うが、これが一つのチャンスかと思ひ、委員会では賛成した。

しかし、一昨日の学園からの話を整理する中で、例えば、20億円はどこから出た数字なのか、またその妥当性について、その数字についても執行部、学園側共に相手方が提示したという表現で終わっている。増額した1億円の理由など投げかけた質問に対する説明が、明確にならなかったこと。建築費など概算事業費についても十分検討されたような印象を受けなかったこと。補助金の返還事項など協定内容への不理解。また、土地について学園側が購入すれば済むものを何故市が購入し貸与するというリスクを負う必要があるのか。21億円の債務負担行為を盛り込んだ補正予算の必要性に対して、明快な回答が得られなかったと判断せざるを得ない。よって、原案に対して反対とする。

（以上の趣旨の発言をした。：ほぼ原文）

2023年6月議会 一般質問

1.個別避難計画の策定について

①避難行動要支援者の個別避難計画のその後について

この計画は、避難時の混乱の中でも、この計画を策定しておくことにより避難行動をスムーズに、また迅速にできること。また、事故防災意識の向上や協力関係の強化というメリットが生まれるといわれている。この質問については令和3年9月議会から3回目となる。早期の作成に期待を寄せておられる地区もある。県下ではすでに策定している自治体がある中で、市の計画はどのようなになっているのか。

答弁：危機管理室では、保健福祉部と調整を図っているが、コロナ禍で計画作成者数の増加には至っていない。福祉部では、今年度から地域包括ケアシステムの実践に向け地域の代表者、社会福祉協議会、行政担当者で協議を始めているが、その中で避難計画の策定を進めていく。また、要支援者の数は、毎年200人程度の方が新規の対象者になる一方、同数程度の方がお亡くなりになり市全体で、1,000人から1,300人程度で推移している。今年度において、岡山市が市町村を対象にした計画作成の説明会が行われ、今後、市としても地域に応じた体制づくりを進めていく計画であるが、現在、実効性のある計画の策定に至っていない状況にある。出来るだけ早期に計画策定の支援を行いたい。

総括：要介避難計画の策定が努力義務となつて3年目となり、すでに策定している自治体もある。計画の策定に期待を寄せておられる市民もある中、早急な対応を期待している。

2.美作市の農政について

①販売農家数、自給的農家数ともに減少していることについて

令和2年の農林業センサスでは、美作市の総農家数は、2,666戸。市の総世帯数が12,288世帯とするなら約21%に当たります。また5年前からは639戸の減少。約20%の減少となっている。販売農家数(30アール以上、50万円以上)は1,324戸で、491戸の減少、約28%の減少となっている。15年前の合併当時から、1,324戸の減少、実に47.3%、半数に近い減少となつている。こうした結果を全国、岡山県、県北の自治体と比較して、美作市はどのように分析しているのか。

答弁：岡山県全体との比較では、美作市は総農家数で0.4%、販売農家数で2.3%減少率が高くなっている。その一番の理由は、中山間地域という不利な条件と、鳥獣被害によるものと思います。美作市には、農振農用地が2,700haあり、市内の担い手の方が100名程度おり、一人が、20ha強を耕作すればカバーできる計算になり、経営の安定にもつながると考える。そのためには農地の集積・集約が必要で、さらに国の補助制度を積極的に取り、担い手を支援できればと考える。

2回目質問

現在、市には認定農業者等が110名ほどおられ、その内20ha以上の方は、わずか7名です。多くの方が2ha以下の野菜、果樹などの複合農家です。経営耕地面積の拡大路線

だけでは、農地の維持保全を続けることは不可能ではないか。現実には、高齢になってからも耕作を続ける、小規模な農家に依存しているのが実態ではないか。道路や水路など利便性の高い地区の集積は進んでも、中山間地域の集積は進んでいないと思われる。農地、農村を維持していくためには、小規模な改良事業の補助額の増、対象事業の条件緩和、各種農機具の購入費用の助成など中山間地域の農家へも思い切った支援が必要ではないか。

答弁：農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約により、若干ではあるが売上販売額の件数が増加してきている。また、市内108の集落が加盟している、多面的機能支払交付金事業の施設の長寿命化事業を有効的に活用し、協働で管理する農業施設の補修、更新に200万円までの交付金を利用できます。また、昨年度から兼業農家も利用できる導入機械の補助を市独自事業として行っている。内容は20万円以上の機械に対し補助率1/3で上限30万円です。

②農業者等に対する支援について

国は「物価高克服・経済再生実現のための経済対策」として交付金事業を発表している。各農家は、飼料、肥料、農薬、電力、燃料費等の高騰に悲鳴を上げています。固定費の高騰に悩む農家に対し、どのような策を講じようとしているのか。

答弁：令和5年度では、農林水産業における物価高騰対策支援として、酪農経営の支援と農業者が構成員となる土地改良区等における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援を検討している。

(農家数、農地の推移：人、戸、△はマイナス)

農家数	農林業センサス (2月1日)									
	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	2000	4,891	2005	4,392	2010	3,953	2015	2020	R2:H17	R2:H27
総農家数(戸)	3,335	2,801	2,422	1,968	1,477	1,324	1,190	1,091	△ 491	△ 491
販売農家数(戸)	176	120	153	129	111	△ 9	△ 7.5%	△ 18	△ 18	△ 18
主業農家	517	400	511	264	174	△ 226	△ 56.5%	△ 90	△ 90	△ 90
準主業農家	2,642	2,281	1,758	1,575	1,190	△ 1,091	△ 47.8%	△ 385	△ 385	△ 385
自給的農家	1,556	1,591	1,531	1,337	1,189	△ 402	△ 25.3%	△ 148	△ 148	△ 148
販売農家世帯人員	12,963	10,384	8,430	6,466	4,166	△ 6218	△ 59.9%	△ 2300	△ 2300	△ 2300

3.外来野草について

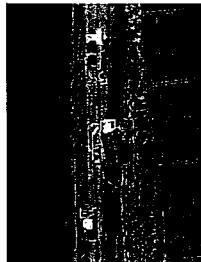
①オオキンケイギクの繁殖について

5月から6月にかけて、オオキンケイギクが道路縁や空き地に黄色い花を咲かせている。このオオキンケイギクは、特定外来植物に指定されており、駆除が必要ではないかと思えます。繁殖力が強くいざいざセアカササゲのように蔓延するのではないかと心配する声がある。市は何か対策をとる考えはないか。

答弁：特定外来植物については、これまでも対策を取ってきている。オオキンケイギクにつ



中山間地域交付金事業の草刈



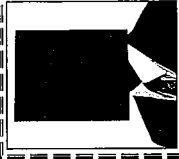
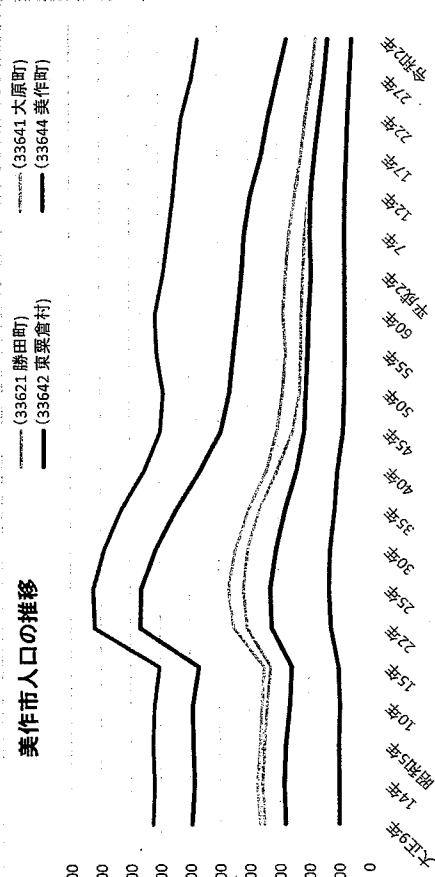
令和4年10月1日付の資料で、県下の65歳以上の高齢者の状況が発表されています。全国が29.1%、岡山県が31.1%、美作市は42.6%、真庭市は41.0%、津山市は31.8%、勝央町は32.4%、西粟倉村は35.8%、美作市は県下で6番目。1位は久米南町の45.1%。岡山市は26.9%で27位です。

(参考：総数のみ)

将来の男女5歳階級別推計人口(2015年は国勢調査による実績値)

33215 岡山県 美作市		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
男女計		27,977	25,460	23,070	20,860	18,817	16,806	14,901
総数								
0～4歳		843	751	623	548	480	411	363
5～9歳		1,037	851	761	633	559	490	421
10～14歳		1,161	1,014	833	745	621	548	481
15～19歳		1,048	933	816	669	599	500	441
20～24歳		779	689	615	537	441	395	329
25～29歳		1,052	832	744	666	583	480	432
30～34歳		1,151	999	796	717	642	564	463
35～39歳		1,347	1,090	950	758	686	614	540
40～44歳		1,549	1,316	1,068	934	747	676	606
45～49歳		1,361	1,509	1,282	1,043	913	731	662
50～54歳		1,538	1,350	1,501	1,275	1,039	910	729
55～59歳		1,908	1,530	1,347	1,501	1,275	1,040	911
60～64歳		2,307	1,932	1,557	1,375	1,538	1,308	1,068
65～69歳		2,618	2,257	1,897	1,534	1,359	1,525	1,297
70～74歳		1,917	2,451	2,117	1,786	1,448	1,286	1,445
75～79歳		1,915	1,754	2,255	1,951	1,655	1,345	1,200
80～84歳		1,910	1,585	1,462	1,896	1,646	1,408	1,151
85～89歳		1,610	1,429	1,204	1,125	1,474	1,282	1,114
90歳～		926	1,188	1,242	1,167	1,112	1,293	1,248

美作市人口の推移



美作をよくする会

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

会報 第5号

発行 令和5年10月29日

この号では、令和5年9月定例会の一般質問を掲載しています。

2023年9月定例会 一般質問

1. 「ひきこもり」の対応・支援について

①ひきこもりの現況について

平成30年11月から翌年の5月にかけて市全体で「生活と健康に関する調査」が行われ、令和2年9月に結果報告会が行われたと聞いている。その後、市の「ひきこもり」の支援体制はどのようなになっているのか。現在の状況はどのようなになっているのか。また、この数年間に傾向や変化はあるのか。

答弁：ひきこもりの現況については、民生委員からの発案で令和2年に実施した「生活と健康に関する調査」では、市内で163人と推定。令和3年4月から、相談窓口を市社協に委託し保健センター内に開設している。ひきこもりを始め福祉的な諸課題に対しては「美作市総合相談支援センター」を開設し、社協職員16人体制で発足している。また、旧町村ごとに「社協地域ステーション」を設け社協職員2人体制で各種相談、アウトリーチ等を行っている。市職員の場合人事異動があるため関係性の継続という観点から社会福祉資格取得者の社協職員が担うことで専門的な支援が可能となる。

(アウトリーチとは、福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言います。)

②「ひきこもり」の支援策について

市では、「ひきこもり」に対してどのような取り組みをしているのか。現在実施している「ひきこもり」の支援について。

答弁：ひきこもりの支援については先程の総合相談支援センター、地域ステーションにおいて各種相談支援を行っている。ひきこもり状態にある方へのアウトリーチを通じて継続的な支援に係る件数は昨年度で延べ33件であった。また、市のひきこもり等若年者就労支援事業により、昨年度までに12名の方の就労につなげることができた。

③「8050」問題について

介護で子供が孤立したり、ひきこもりの子供と高齢の親とが同居している家族が抱える問題が取りざたされているが、市の「8050問題」への対応はどのような状況にあるのか。答弁：近年、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きざらやリスクが顕在化し、例えば社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、8050問題など複合的な課題が出てきている。そのため、あらゆる相談にワンストップで対応できる包括的な相談窓口として、「総合相談支援センター」を開設し、運営を社協で行っている。ひきこもりでは8050問題だけでなく

介護や困窮など複合化が予想される。こうした世帯に対応できる体制を整備しているところ
です。

2 回目の質問

「ひきこもり」や「8050問題」に関する情報発信や周知活動はどのように行っているか。
また、その効果や成果についてどのように評価しているか。社会復帰に関しては、ひきこも
り等若年者就労支援事業に定める年齢から外れる方（40歳以上）について、職場復帰、あ
るいは社会復帰の状況はどうなのか。ひきこもり支援において、他の関連団体や地域との連
携強化のための取組みについて、また、これら事業への予算はどのくらいか。

答弁：令和5年3月から不登校やひきこもりなどの相談先に困っている方の早期発見、相談
窓口の周知を目的として市総合支援センターに関する案内カード作成している。このカード
には連絡先のほか情報発信 line の QR コードが掲載されており、市内のスーパーや薬局、
公共施設の窓口などに設置しています。また、市の HP にも掲載している。

また効果や成果については、必要な支援が届いていない方や拒否的な方との信頼関係の構築
やつながりに向けた支援については時間を要するため、開設以来3年目となるが、相談件数
が増えるようしっかり周知していく。また、市の事業から外れる方の就労等については、わ
く・わく事業などの利用を勧め、一般就労支援に結びつけている。令和4年度は3人の
方が利用され、2人の方が就労に結びついている。

他の団体や地域との連携については、山村エンタープライズ、社協、保健所、市などでこ
ども若者支援者会議を設置し、連携、強化を図っている。地域との連携では総合支援センタ
ーと地域ステーションが地域と連携し、地域ケア会議などにより地域の情報を収集すること
で早期発見や状況把握ができる体制を構築している。アウトリーチによる対象者の相談は現
在のところない状況です。

予算については、ひきこもりや「8050問題」のみの予算ではないが、生活困窮者自立
相談支援事業14,901千円。ひきこもり等若年者就労支援事業2,000千円。参加支
援事業（重層）3,500千円。自立相談支援事業（重層）8,406千円。アウトリーチ
事業（重層）8,000千円。他機関協働事業（重層）10,820千円。地域づくり事業
（重層）6,900千円等となっている。



2. 旧町村の中心地の活性化について

①旧中心地の遊休地の活用について

今回は英田の中心地について質問します。平成の大合併か
ら20年近くたちますが、数年前から英田の中心地で空き地
がみられるようになった。合併により以前の役場は英田総合
支所となり求心力はかなり低下している。以前と比べ職員数の大幅な減少、来庁者の減少、
地域の中心地意識の希薄化、空洞化、児童生徒の減少、生活圏の細分化、経済圏の分散など
将来を危惧する兆候があらわになってきているのではないかと。このエリアは今では30分ほ
どで岡山市に入れる。美岡道が完成すれば県南部の後背地（ヒンターランド）的なエリアと
も成れ、逆に人口の移入も可能となる。英田保育園の新築、小中学校の立地、製造業から

レジャー産業など企業も多く、利便性の高いエリアと考えます。こうした中、増えている福
本地区の空き地について UJI ターンや若者の住宅地やコミュニティスペース、サテライト
オフィスなど地域の魅力づくりに活用する方策はないか。

答弁：福本地域内において遊休地が増えていることは承知している。英田保育園が令和6年1
0月に開園予定であり、子育て支援の充実を主に地域の活性化を期待しているところだ。
美岡道吉井・瀬戸間の開通により交通の利便性が高まり、岡山市等へ通勤しやすくなること
から遊休地を有効利用した住宅分譲地の整備や地域に新たな経済効果を生み出す施設の候
計など調査研究に取り組む。

2 回目

英田地域の国調人口は合併当時（H17）は、3,454人であったが15年後の令和2
年には2,532人と実に923人、約27%の減少となっており、その減少率は旧美作町
に比べ2倍強の率となっている。また、小中学校の児童生徒の数も急激に減少している。南
の玄関口として、従前にも増した活性化を期待していた中で人口減少、遊休地の増加に対
し、先程は検討するとあったが、踏み込んだ回答はできないのか。

答弁：人口の著しい減少等に伴い、地域社会における活力が低下しており、持続的に発展
を遂げるための対策が、英田地域のみならず他の地域でも必要であると承知している。総
合戦略の中に、民間を活用した分譲地の開発整備などへの支援の検討や市有地の利活用の
研究などを行うとあり、総合戦略会議において、遊休地の利活用につまきましても、協議を
進めていく。

（旧町村別の人口の推移：人、%）

人口の減少率（国勢調査と外国人世帯）									
地域 （旧町村別）	平成2年 1990	7年 1995	12年 2000	17年 2005	22年 2010	27年 2015	令和2年 2020	H22～R2 減少率	H17～R2 減少率
美作町	36,942	36,140	34,577	32,479	30,498	27,977	25,939	△14.95	△20.14
(33621 瀬田町)	4,244	4,132	3,852	3,468	3,096	2,777	2,526	△18.41	△27.16
(33641 大原町)	5,498	5,197	4,804	4,383	4,039	3,631	3,324	△17.70	△24.16
(33642 東原倉村)	1,443	1,448	1,408	1,305	1,193	1,055	905	△24.14	△30.65
(33644 美作町)	13,713	13,363	13,024	12,788	12,462	11,755	11,330	△9.08	△11.40
(33645 作東町)	8,407	8,233	7,801	7,081	6,578	5,973	5,322	△19.09	△24.84
(33646 英田町)	3,699	3,767	3,688	3,454	3,130	2,786	2,532	△19.11	△26.69

総括：今年3月の質問に対し、市長は英田地域を主とする市南部の将来像については、県
南部との時間距離の短縮を考慮して、住宅施策の展開を述べられた。現在福本住宅跡地の
分譲地5区画を販売する段取りをしているが、もっと積極的な取り組みが必要ではない
か。旧町村の規模ではできなかった事業も財政規模が大きくなることで実現できるとい
れた合併です。早急に計画の具現化を進め、地域に活性化策を示してほしいものです。

談話：熊本県菊陽町に台湾の半導体メーカーTSMCが進出するというところで、建設ラシ
ュに地価の高騰、飲食店などが押し寄せ、すごい賑わいを見せていると報じています。別
世界の出来事のように感じます。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 6 年 11 月 6 日

No.

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷

黒 田 規

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥31,900

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第9号 十字折	1,200部		31,900

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No.

西 村 大 司 様

令和 6 年 11 月 7 日

金 額

百 拾 万 千 百 拾 円

431900-

収
入
印
紙

但し 美作をよくする会 第9号 印刷

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規

電話 (086) 954-0615

上記の金額正に領収致しました

ことで、市民サービスの向上につながると考えます。

3.市内の通信状況について

遠疎地域の情報収集手段として、通信網の確保は極めて重大である。

7月頃、新聞に「全国どこでも固定電話を使えるようにNTTに課している責務の見直し」という記事が載った。これは固定電話に関する話ですが、最近経費削減などを理由に、固定電話を廃止して携帯電話のみの世帯が増えているように感じます。

また、先月23日、岡山県が報道したところによると、大規模災害時に孤立する可能性のある集落は県内で753か所あり、美作市では231集落のうち51集落が孤立する可能性があるとのこと。この集落がどこにあるかは今後明らかにしたい。計画では電力や強化地域計画では、災害時の情報通信機能の重要性が強調されています。計画では電力やテレビ、ラジオに言及しているが、災害直後は電話やインターネットが特に重要になると考えられます。そこで思ったのですが、私の住んでいる地域では、電波が入りにくい携帯電話があり、通話中に圏外になることがよくあります。近所の方々も同様の状況を経験しています。すべての携帯電話がそうではないのですが、私が契約しているのは大手4社のうちの1社です。また、通話の相手からも「部屋の中では電波が届かない」と言われることがあります。以前も指摘しましたが、災害時の情報のやり取りは迅速かつ正確であることが最も重要です。通信が途切れる状況では、災害時における重要な情報のやり取りが十分に行われない可能性があります。市として、市内全域の携帯電話通信状況を把握しているのか、市内の電波状況についてお尋ねします。



答弁1回目：携帯電話の通信状況に関してですが、現在、5Gの高速大容量通信サービスが開始され、都心部から順次エリアが拡大しています。市内では人口の多い地域や観光地を中心に5Gサービスが展開されていますが、今後も事業者によりサービスエリアが拡大されると考えています。従来の4Gサービスについては、市内の状況を確認したところ、美作市は山間部が多いため、700～800MHz帯のプラチナバンドを利用したサービスが広範囲をカバーしています。各通信事業者によって差はあるものの、市内全域は概ねカバーされていると認識しています。しかしながら、山間部の道路や一部地域では依然として電波の届きにくい場所があり、以前と比べて減少しているものの、こうした箇所が少なからず存在することは認識しています。

総括：現在でも、主たる連絡方法は電話ではないですか。緊急時に電話ができないという状況は大変不安です。私も、数年前に通信中に圏外になることから受信状況の改善を契約会社に出すことがありますが。指示に従い電波設定の変更や増幅器の設置を試みましたが、問題は解消されませんでした。市内にも同様の悩みを抱えている方が多いと推察されます。このような状況で災害が発生すれば、連絡手段を失い、避難や救援に支障が生じる可能性が高くなります。市として大手通信事業者へ電波状況の調査と改善を要望し、遠疎地域でも携帯電話が常時使用できるよう速やかな対応をお願いしたい。



美作をよさる会

会報第9号

発行 令和6年11月2日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号では、令和6年9月定例会での私の一般質問等を掲載しています。

2024年9月定例会 一般質問

1.集落の維持について。限界集落が増える中、集落機能の維持はどうか。

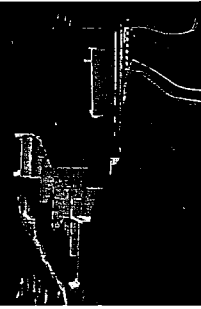
今年4月、人口戦略会議は全国の40%以上にあたる744自治体で人口減少が加速し、将来的な消滅の可能性があるとの報告書を公表した。これを受け、各自治体での人口対策がクローズアップされ、美作市でも「子ども政策会議」が新設されるなど対応が始まっています。

しかし、人口減少は最近始まったわけではなく、地方では昭和25年頃から始まった現象である。これまで地域の方からは、少子・高齢化が進む集落の地域活動維持・活性化、高齢者世帯への支援等寄せられている。具体的には、移住者への支援、タクシー不足、集落支援員の配置、松くいやナラ枯れの倒木対策、過疎地域への期日前移動投票所設置、姫新線の存続や交通ネットワーク再編、イノシシや鹿の中間処理施設、マイナンバーカードの運用等です。

近年特に人口が減少する中、高齢者の割合が高まっているという、厳しい現実が見受けられる地域が増えている。以前、自治会単位で調査が行われたことがあったが、当時と比較して状況は悪化していると考えられる。自分たちが暮らしている地域の自治が将来維持できるのか、地域と共に行政も確認する必要があるのではないかと。高齢化率が50%を超える限界集落や、後期高齢者が中心の集落もあれば、まだ多くの世代の方がいる地域もあります。地域の将来のために何が必要か、何をすべきかを、地域のリーダーたちが把握しておく必要があると思います。日々多忙な中でも、自分たちの地域の現状を的確に分析することが大切です。消滅可能都市という言葉で自治体の存続への関心が高い、今こそ地域の実情を調査する必要があるのではないのでしょうか。限界集落の数を把握しているか、また集落ごとの人口減少と高齢化の現状分析について、地区担当職員の配置状況、現在の集落支援員の活動について。

答弁1回目：限界集落についてですが、限界集落とは、地域の過疎化や少子・高齢化が進行し、地域人口の50%以上が65歳以上を占める集落で、地域の社会的活動の維持が困難となりつつある集落です。美作市内の限界集落は、令和6年1月1日現在、自治会215地区のうち91地区、約42.52%が該当します。また、世帯数が9世帯未満で地域人口の70%以上が65歳以上の危機的集落も市内に3地区存在しています。地区担当職員の配置についてですが、以前は旧町村に自治振興協議会の活動をサポートするため、出身職員を担当職員として配置していました。しかし、職員構成の変化や活動の地域差から、現在は担当職員の配置は行っておりません。集落支援員については、現在は配置しておりませんが、再任用職員を巡回普及員として勝田総合支所に配置し、梶並地区や大原地区の一部を対象に、市民の要望や問題を把握し、必要な支援を行っています。活動内容には、地域活性化委員会や自治振興協議会、地区社会協議会での会議への参加や、道路障害物の除去、草刈り作業などがあります。

す。また、今後の集落維持の一環として、農村型地域運営組織である農村 RMO が設立されています。この組織は、中山間地域における人口減少や高齢化に対して、農業生産活動のみならず、農地や水路の保全、買い物、子育て支援など、集落維持に必要な機能を補完し、地域コミュニティの維持に貢献することを目的としています。令和 4 年度に多面的機能支払交付金事業の事務局を一本化した広域活動組織が設立されたが、この組織が核となり自治振興協議会や社会福祉協議会、株式会社特産館みまさか、地域活性化企業などと連携し 8 月 26 日に「みまさか農村 RMO」が設立されました。この組織は今後 3 年間、国の交付金を受けながら、農地の保全、地域資源の活用、生活支援という 8 本柱をもとに調査研究や実証実験を行っていく予定です。



質問 2 回目：住基上の区分で 4 月 1 日の日本人に限った集計では、この 5 年間で人口と高齢者数が減少する中、高齢化率が上昇している地区が市内 144 地区中 31 地区、約 21%に当たります。特に作東、大原、勝田地域に多く見られます。市は以前、集落の状況を調査したことがありますが、改めてそうした集落の診断や分析を行う必要があると考えます。地域のリーダーと行政が双方とも把握することが重要です。市はこれらの集落に対して具体的にどのような支援策を講じているのか、また今後の計画について。また、地域の伝統行事や文化が衰退しているとの声が多く寄せられています。また、各総合支所への巡回普及員等支援職員の配置についても検討できないか。

答弁 2 回目：行政は、住民が安心して暮らせる施策を実施しています。公助として、災害への備えやインフラ整備など地域の生活基盤の維持が重要です。自治会活動や文化行事が縮小しているのは事実です。集落の状況を把握するため、アンケート調査や行政懇談会を通じて生の声を聞いています。集落支援員については、地域の実情に応じた維持・活性化策を推進する必要があります。地域住民とのつながりが深い職員の優先配置を検討しています。

総括：地域の状況と共有する手段として、集落の点検チェックシートや持続可能性チェックという手法があります。毎年の草刈りや道作りを続けている中で、作業が進まないと感じる時、いつの間にか全員が高齢になっている現実が気が付きます。今年、美岡道の工事を行っている会社が集落活動として若手社員 3 人を地域の草刈りに派遣してくれました。来年中で地元メンバーが疲れ果てる中、若者たちのおかげで予定通り作業が完了しました。来年度の不安が募ります。また、近年は人とのつながりが希薄になり、地域の伝統行事や風習が途絶えつつあることを危惧する声があります。国の集落支援員制度もあるように、美作市でも、要望のある地域では、諸々の地域活動を支援できる職員を支所ごとに配置し、また地域の若者が地域活動に積極的に参加できるような支援も強く望みます。農村型地域運営組織である「みまさか農村 RMO」は設立間もないですが、3 年間の試行期間後には交付金に依存しない独自運営を目指し、行政の伴走支援もあるとのことで、期待しています。

美作市はすでに過疎の先進地。AI や IoT 等を駆使して、未踏の人口減少と高齢化社会への光明を求めていく必要があると強く考えます。

2. 生成 AI の活用について

自治体の生成 AI の導入が進んでいる。美作市は？

生成 AI については、2022 年にオープン AI が発表した対話型 AI である Chat GPT を契機に注目された分野です。Chat GPT は、公開からわずか 5 日で 100 万ユーザーを獲得し、2 か月後には 1 億人に達するという驚異的なスピードで利用者数を拡大しています。私も最近 Chat GPT を使い始め、分らない言葉の調査や文章作成、要約などを試しています。質問に瞬時に回答が返ってくる便利さに感心しています。こうした最新技術の導入は、行政運営の効率化やコスト削減、さらには市のパフォーマンส์向上にも寄与するのではないかと考えます。総務省の資料によると、2023 年 12 月現在で、生成 AI を導入済みの市町村は 9.4%、都道府県では 51.1%に達しています。活用事例としては、挨拶文や議事録の要約、企画書案の作成、また住民からの質問への回答案作成などが挙げられ、また、導入事例として 20 自治体が紹介されている。美作市では、現在どのように生成 AI や RPA の導入を進めているのか、活用している分野があるのか、今後の導入計画についてお聞かせします。

答弁 1 回目：生成 AI の美作市での導入状況についてですが、横須賀市をはじめとする自治体での導入が進んでおり、政令指定都市の 90%、市町村でも 25.1%が導入または検討中です。生成 AI を活用する主な場面は、挨拶文や回答文書の作成で、AI による文書作成は人間の目による確認が必要ですが、文章の構成や表現を参考にできるため、作業時間の短縮につながる効果が期待されています。美作市の生成 AI に対する取り組みとしては、今年度、自治体職員専用の AI を活用できるようになり、全庁的に 6 月末から活用を図っています。今後は、AI サービスの利用状況を見ながら、さらにサービスレベルを検討してまいります。

質問 2 回目：現在、簡易的な生成 AI を活用し始めており、今後さらに高度な AI サービスの導入を検討しているとのことですが、具体的にはどのような業務や分野で活用しているのか。また、自治体職員専用の生成 AI とは、今後どのような業務や分野での活用が期待されているのかお聞かせください。総務省は 2040 年には自治体職員が半減し、住民満足度を維持するサービスの提供が困難になると懸念しています。近隣自治体でも生成 AI の取組が進んでおり、全国では固定資産調査や水道の漏水調査、ケアプラン作成、市役所の案内サービスなどが導入事例として紹介されています。美作市でも事務の効率化や住民サービス向上に向けた新たな取組は進めているのか。

答弁 2 回目：AI だけでなく、デジタル技術を活用した業務改善、いわゆる DX 化を進める必要があると考えています。住民基本台帳や税に係る基幹業務システムの標準化が全国で進行中で、これによりデータ連携を通じた DX 化が進む見込みです。また、AI に関しては、問合せ対応や文字・音声認識、画像分析や点検業務の効率化が期待されます。RPA などのオートメーション化ツールも導入を検討しており、システム導入後の効果とコストを慎重に考慮して機能を選定します。また、現行業務の改善も併せて行い、新庁舎の供用開始に合わせて窓口支援システムの導入を進めてまいります。

総括：生成 AI の技術は急速に発展しており、他の自治体では行政手続の効率化や迅速な市民対応に成果を上げている事例も少なくありません。職員の負担を軽減し、やる気を高める

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請求書

令和 7 年 1 月 20 日

No. _____

西村大司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周匝印刷所

黒田規義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-062

合計金額 ￥30,800

月日	品名	数量	単価	金額
	美作をよくする会 第10号 十字折	1,000部		30,800

上記のとおり御請求申し上げます

領収証

No. _____

西村大司 様

令和 7 年 1 月 20 日

金額

百 拾 万 千 百 拾 円
¥ 3 0 8 0 0 -

収入印紙

但し 美作をよくする会 第10号

岡山県赤磐市周匝1467

周匝印刷所

黒田規義

電話 (086) 954-061

上記の金額正に領収致しました

3. 農村公園の管理について

① 農村公園の管理の現状について

美作市内には、9か所の農村公園があり、その多くは昭和50年代に農水省の事業で設置されたものです。設置目的は「農村在住者の憩いの場、遊びの場」となっており、規則に基づいて使用や禁止行為が定められています。しかし、合併以降、農村公園の管理運営は指定管理や委託契約による見直しが行われず、地域や地元集落が負担しているのが現状です。公園内の草刈りや清掃、電気代、上下水道代などの管理費用は地元負担で行われており、少子高齢化と人口減少により、その負担は増えています。例えば、中河内農村公園では遊具の更新や防草シートの貼り付け等、管理負担の軽減が行われましたが、完全に解消されているわけではありません。また、都市公園と農村公園の管理体制や費用負担に大きな差があることは不公平に感じます。市内の農村公園の実態調査を行い、委託契約や維持管理費の見直しをすべきではないか。

答弁：農村公園は、農林水産省が1973年から農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で整備したもので、美作市内には9か所があります。これらの公園は地元の要望で設置され、管理経費は地元負担とされています。一方、都市公園は国や地方自治体が設置し、市内外の多くの人が利用できるよう公共団体が管理するのが一般的です。農村公園については、農用地や水路と一体となって農村景観を構成しており、地区で道作りや草刈りなどの活動と一体的に実施する場合、「多面的機能支払交付金事業」の対象となる可能性があります。また、公の施設の管理において公平性と透明性が重要との指摘に対し、農村公園の遊具点検などを市が実施し、地域農業の発展に寄与する役割を果たしているとしていきます。

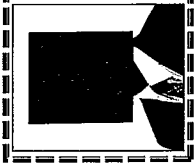
2回目質問：答弁の中で、「多面的機能支払交付金事業の対象となりうる」とされましたが、具体的にどのような取り組みを行えば対象となるのか。

また、再質問となるが、農村公園は都市公園と同様に条例で定められた公の施設です。コ罗纳禍で控えていたが、最近ではグラウンドゴルフや運動会、地域イベント時の駐車場など、地域住民をはじめ多くの市内外の方に多目的に利用されています。それにも関わらず、なぜ地元集落が管理費を負担し続けなければならないのか。昭和50年代に結ばれた契約が、現在の美作市の実情に適しているのかも疑問です。公の施設としての公平性を確保するため、市はどのように考えているのか。

2回目答弁：「多面的機能支払交付金事業で、どのような取り組みが対象となるのか」について、農村公園は農用地や水路、農道と一体となって農村景観を構成しており、道作りや草刈り等の活動を行う場合、「多面的機能支払交付金事業」の対象となります。

「公の施設の管理についての公平性と透明性」について、農村公園は農林業者の健康増進や憩いの場として、地域農業の活力向上を目指しています。現在、公園内に整備された遊具については、市が点検を実施しています。

総括：都市公園を始め、市内各地に公園があります。同じ公共施設でありながら管理運営の違いについて疑問に思うところです。地元負担の公平性、透明性から、公園管理の在り方について検討を求める質問をしたところです。



美作をよさる会

会 報 第 10 号

発行 令和7年1月11日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号では、令和6年12月定例会での私の一般質問等を掲載しています。今回は、年明けからの議会の諸日程により、年頭に発行いたします。

2024年12月定例会 一般質問

1. 中山間地域の農業の未来について

① 農地法改正による利用権設定の廃止、農地バンクへの移行について

今年4月に改正農地法が施行され、令和7年3月末で利用権設定が廃止され、契約期限終了後の農地は農地バンクを介した貸し借りに移行するとされています。この法改正を受け、美作市は農家への説明をどのように行うのか注目していました。

改正では、農地所有者が適正かつ効率的な利用を確保できない場合、農地バンク等を介して農地を効率的に利用する耕作者に集約する方針が示されています。また、農地法3条の許可基準から下限積要件が廃止されるなど、大きな変更があります。

これにより、小規模農家や高齢者、兼業農家が地域の農地を利用しにくくなる可能性はないのか。また、利用権設定の廃止で、これまで農地を借りていた農家が借りづらくなる懸念はないのか。さらに、周囲の農家の話では、農地バンクへの移行や仕組み自体を知らない人が多く、また実際に利用している人も知りません。利用権設定の期限が過ぎても農地バンクに登録せず貸借が続く事態が懸念されるが、市として農地バンク活用促進に向けた具体的な取り組みをどのように進める予定か。

② 農業経営基盤強化促進法等に基づく政策の見直しと地域農業について

農業経営基盤強化促進法は、農業経営の持続可能性や競争力強化を目的とし、農地の集積や規模拡大を加速する内容へ改正された。これにより、優良な農業経営者へ農地が集約される一方、小規模農家や高齢農家が懸視される恐れはないか。また、美作市の地域計画では認定農業者を中心とする担い手農家への集積が推進されているが、農業経営形態や支援制度の変更により地域農業に影響が出る懸念もあります。

市として、制度変更により地域の農業者が適応できるような、具体的な支援策を検討しているか。
答弁：農地法改正により、令和6年度で利用権設定が廃止され、農地の貸し借りは農地法第3条による契約か、農地中間管理機構を介した契約の2種類に統一されます。この変更は、小規模農家や高齢農家、大規模農家すべてに同様に適用されます。利用権設定廃止後は、貸借手続が農地中間管理機構を介する形となるだけでなくあり、農業経営への影響はありません。これまでの利用権設定では貸借期限満了の4か月前に通知を行ってききましたが、今後も農地中間管理機構を通じて適法な契約を案内し、広報誌等で継続的に周知を図ります。また、農業従事者の減少や高齢化を背景に、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランが地域計画として法律に位置づけられました。この計画には「目標地図」の

作成が含まれ、農地中間管理機構を利用するには担い手として計画に位置づけられることが必要です。小規模農家や高齢農家も担い手に含まれるため、不利益を受けることはありません。様々な規模の農家が農業を担うことで、地域の農地を守ることが重要です。

2 回目質問：小規模農家や高齢者への影響について

利用権設定の廃止に伴い、「手続きが農地中間管理機構を介するだけで、農業経営には影響がない」とされています。しかし、小規模農家や高齢者にとって、手続きの煩雑化や農地中間管理機構を通じた契約の仕組みに慣れていないことが課題となり、結果的に開小作が増加する懸念があります。法改正に伴い、これらの農家が適法な契約を行えるよう具体的なサポート策や支援体制の強化が求められます。市として、手続き支援や周知活動をどのように進めるのか。

担い手の位置付けと支援策の実効性について

地域計画では、小規模農家や高齢農家も担い手として位置付けられることが制度上の重要な要件とされています。しかし、現実的には、体力や経営能力の面で新たな政策への対応が困難な方も多くいます。担い手として位置付けられた農家がその役割を果たせるよう、市として新たな支援策を提供する予定はあるのか。また、「様々な経営規模の形態で農業をすることで農地を守る」とのことですが、大規模農家と小規模農家の間で競合や不均衡が生じる可能性も考えられます。特に、大規模農家への優良農地の集積が進むことで、小規模農家が従前のように農地の貸し借りができなくなるのではないかと懸念があります。大規模農家への農地集約を進めつつ、小規模農家が不利にならないための具体的な取り組みについて。

目標地図の活用と計画達成への対応策について

目標地図の作成により、農地の利用計画が明確化されることが期待されます。この目標地図を地域で具体的にどのように活用していくのか、また、計画達成が難しい場合にはどのような対応策を講じるのか。

2 回目答弁

「小規模農家や高齢者への影響」について

まず、農地の貸し借りには農地法の制約があります。したがって、口頭での小作は農地法に違反し、法的に保護される権利に該当しないため、トラブルが発生しても救済措置は取れません。これを避けるため、適法な契約を結ぶことが必要です。市では広報誌や告知放送などを通じて、適法な契約について周知していきます。さらに、農地の貸し借りに関する不明点があれば、農業政策課または農業委員会へ相談していただければと思います。

「担い手の位置付けと支援策の実効性」について

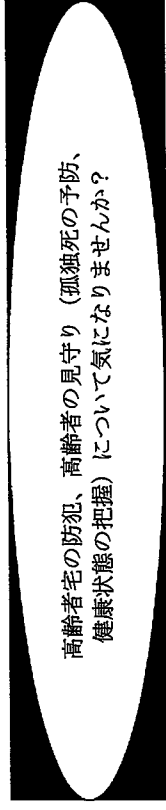
地域計画への移行に伴い、利用権が廃止されることになるが、農地の貸し借り申請方法はこれまでの利用権の申請方法を基本にしており、申請様式が若干変更されるだけで、混乱はないと考えており、丁寧に対応していきます。また、大規模農家による農地集積と小規模農家との不均衡の懸念については、農地の借受希望者を「借受希望登録者リスト」に登録し、希望者に対して農地の募集案内を行います。希望が重複した場合には調整会議を開き、適切に決定するため、不均衡は生じないと考えています。

地域計画は農業者や地域の方々との話し合いにより、将来の農地利用の姿を示す設計図で

す。計画は10年後を見据えたものであり、一度作成しただけで終わりでなく、年々変化する状況に応じて定期的に見直しを行っていく予定です。

総括：中核となる稲作農家が近隣にいる地域の農地は維持されますが、区画整理が整っていない、後継者不足が深刻な中山間地域の農地の将来は不透明です。多くの農家が「自分の代で終わりにするのではないかと感じていないか」と感じているのではないのでしょうか。今回の法改正に関して、以前なら農家への説明会を、総力を挙げて開催していたと考えますが、それだけ農家の数が減少したのかと感じます。

2. 高齢者の見守りについて



高齢者宅の防犯、高齢者の見守り（孤独死の予防、健康状態の把握）について気になりませんか？

①室内カメラ設置支援について

最近、市内で家屋の不法侵入や窃盗の事件が報告されており、防犯カメラに関する議論が高まっています。特に、離れて暮らす子供たちが高齢の親の安否を確認できるよう、屋内に定点カメラを設置する見守りシステムが注目されています。このシステムは、インターネットを介して高齢者の生活状況を確認できるため、孤独死や生活リズムの崩れといったリスクの軽減が期待されています。例えば、起床後に通る部屋や通路にカメラを設置し、その映像を家族やケアマネージャーに送信する仕組みです。カメラとなるとプライバシーや個人情報の問題も高まりますが、画一的な機器に限定せず、多様な選択肢を用意することの一つの方法ではないでしょうか。高齢者の福祉対策として、このようなカメラ設置の支援を行う考えはないか。

答弁：美作市では、高齢者が生活する住居において、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができる体制として、「緊急通報装置設置事業」や「高齢者見守りシステム事業」などを実施しています。これらの事業は、緊急ボタンや人感センサー機能を活用し、緊急事態に対応するものです。近年、日常的な見守りを希望する高齢者やその家族のニーズに応える室内定点カメラなど、さまざまな機能を備えた機器が登場しています。特に、生成AIを活用した対話型ロボットや見守り機能付きロボットが代表的です。美作市としては、これらの機器の有効性を確認し、見守り機能を備えた機器を購入した高齢者やその家族に対し、購入費用の一部を助成する制度設計について研究していく方針です。

総括：先月の新聞で、岡山県の一人暮らしの高齢者世帯が2050年には14万7千世帯に達し、全世帯の20.1%を占めると予測されると報じられた。この増加に伴い、高齢者の見守りは自身の安全だけでなく、家族や地域全体の安心にも直結する重要な課題となります。9月議会で、田舎こそIoTの先進地であるべきだと提案した通り、市では緊急通報装置や高齢者見守りシステムを導入し、さらに室内定点カメラや生成AIを活用した新技術を前向きに検討していることが確認できました。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 7 年 2 月 12 日

No. _____

西 村 大 司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0

合計金額 ￥9,350

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第10号 十字折 増刷	200部		9,350

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西 村 大 司 様

令和 7 年 2 月 12 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
			4	9	3	5	0

但し 美作をよくする会 10号 増刷

収
入
印
紙

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒 田 規

電話 (086) 954-06

上記の金額正に領収致しました

3. 農村公園の管理について

① 農村公園の管理の現状について

美作市内には、9か所の農村公園があり、その多くは昭和50年代に農水省の事業で設置されたものです。設置目的は「農村在住者の憩いの場、遊びの場」となっており、規則に基づいて使用や禁止行為が定められています。しかし、合併以降、農村公園の管理運営は指定管理や委託契約による見直しが行われず、地域や地元集落が負担しているのが現状です。公園内の草刈りや清掃、電気代、上下水道代などの管理費用は地元負担で行われており、少子高齢化と人口減少により、その負担は増えています。例えば、中河内農村公園では遊具の更新や防草シートの貼り付け等、管理負担の軽減が行われましたが、完全に解消されているわけではありません。また、都市公園と農村公園の管理体制や費用負担に大きな差があることは不公平に感じます。市内の農村公園の実態調査を行い、委託契約や維持管理費の見直しをすべきではないか。

答弁：農村公園は、農林水産省が1973年から農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で整備したもので、美作市内には9か所があります。これらの公園は地元の要望で設置され、管理経費は地元負担とされています。一方、都市公園は国や地方自治体が設置し、市内外の多くの人が利用できるよう公共団体が管理するのが一般的です。農村公園については、農用地や水路と一体となって農村景観を構成しており、地区で道作りや草刈りなどの活動と一体的に実施する場合、「多面的機能支払交付金事業」の対象となる可能性があります。また、公の施設の管理において公平性と透明性が重要との指摘に対し、農村公園の遊具点検などを市が実施し、地域農業の発展に寄与する役割を果たしているとしていきます。

2回目質問：答弁の中で、「多面的機能支払交付金事業の対象となりうる」とされましたが、具体的にどのような取り組みを行えば対象となるのか。

また、再質問となるが、農村公園は都市公園と同様に条例で定められた公の施設です。コ罗纳禍で控えられていたが、最近ではグラウンドゴルフや運動会、地域イベント時の駐車場など、地域住民をはじめ多くの市内外の方に多目的に利用されています。それにも関わらず、なぜ地元集落が管理費を負担し続けなければならないのか。昭和50年代に結ばれた契約が、現在の美作市の実情に適しているのかも疑問です。公の施設としての公平性を確保するため、市はどのように考えているのか。

2回目答弁：「多面的機能支払交付金事業で、どのような取り組みが対象となるのか」について、農村公園は農用地や水路、農道と一体となって農村景観を構成しており、道作りや草刈り等の活動を行う場合、「多面的機能支払交付金事業」の対象となります。

「公の施設の管理についての公平性と透明性」について、農村公園は農林業者の健康増進や憩いの場として、地域農業の活力向上を目指しています。現在、公園内に整備された遊具については、市が点検を実施しています。

総括：都市公園を始め、市内各地に公園があります。同じ公共施設でありながら管理運営の違いについて疑問に思うところです。地元負担の公平性、透明性から、公園管理の在り方について検討を求める質問をしたところです。



美作をよくする会

会 報 第 10 号

発行 令和7年1月11日

発行責任者 / 美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号では、令和6年12月定例会での私の一般質問等を掲載しています。今回は、年明けからの議会の諸日程により、年頭に発行いたします。

2024年12月定例会 一般質問

1. 中山間地域の農業の未来について

① 農地法改正による利用権設定の廃止、農地バンクへの移行について

今年4月に改正農地法が施行され、令和7年3月末で利用権設定が廃止され、契約期限終了後の農地は農地バンクを介した貸し借りに移行するとされています。この法改正を受け、美作市は農家への説明をどのように行うのか注目していました。

改正では、農地所有者が適正かつ効率的な利用を確保できない場合、農地バンク等を介して農地を効率的に利用する耕作者に集約する方針が示されています。また、農地法3条の許可基準から下限種要件が廃止されるなど、大きな変更があります。

これにより、小規模農家や高齢者、兼業農家が地域の農地を利用しにくくなる可能性は高いのか。また、利用権設定の廃止で、これまで農地を借りていた農家が借りづらくなる懸念はないのか。さらに、周囲の農家の話では、農地バンクへの移行や仕組み自体を知らない人が多く、また実際に利用している人も知りません。利用権設定の期限が過ぎても農地バンクに登録せず貸借が続く事態が懸念されるが、市として農地バンク活用促進に向けた具体的な取り組みをどのように進める予定か。

② 農業経営基盤強化促進法等に基づく政策の見直しと地域農業について

農業経営基盤強化促進法は、農業経営の持続可能性や競争力強化を目的とし、農地の集積や規模拡大を加速する内容へ改正された。これにより、優良な農業経営者へ農地が集約される一方、小規模農家や高齢農家が軽視される恐れはないか。また、美作市の地域計画では認定農業者を中心とする担い手農家への集積が推進されているが、農業経営形態や支援制度の変更により地域農業に影響が出る懸念もあります。

市として、制度変更により地域の農業者が適応できるよう、具体的な支援策を検討しているか。答弁：農地法改正により、令和6年度で利用権設定が廃止され、農地の貸し借りは農地法第3条による契約か、農地中間管理機構を介した契約の2種類に統一されます。この変更は、小規模農家や高齢農家、大規模農家すべてに同様に適用されます。利用権設定廃止後は、貸借手続が農地中間管理機構を介する形となるだけでなく、農業経営への影響はありません。これまでの利用権設定では貸借期限満了の4か月前に通知を行ってききましたが、今後も農地中間管理機構を通じて適法な契約を案内し、広報誌等で継続的に周知を図ります。また、農業従事者の減少や高齢化を背景に、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランが地域計画として法律に位置づけられました。この計画には「目標地図」の

作成が含まれ、農地中間管理機構を利用するには担い手として計画に位置づけられることが必要です。小規模農家や高齢農家も担い手に含まれるため、不利益を受けることはありません。様々な規模の農家が農業を担うことで、地域の農地を守ることが重要です。

2 回目質問：小規模農家や高齢者への影響について

利用権設定の廃止に伴い、「手続きが農地中間管理機構を介するだけで、農業経営には影響がない」とされています。しかし、小規模農家や高齢者にとっても、手続きの煩雑化や農地中間管理機構を通じた契約の仕組みに慣れないことが課題となり、結果的に担い手が増加する懸念があります。法改正に伴い、これらの農家が適法な契約を行えるよう具体的なサポート策や支援体制の強化が求められます。市として、手続き支援や周知活動をどのように進めるのか。

担い手の位置付けと支援策の実効性について

地域計画では、小規模農家や高齢農家も担い手として位置付けられることが制度上の重要な要件とされています。しかし、現実的には、体力や経営能力の面で新たな政策への対応が困難な方も多くいます。担い手として位置付けられた農家がその役割を果たせるよう、市として新たな支援策を提供する予定はあるのか。また、「様々な経営規模の形態で農業をすることで農地を守る」とのことですが、大規模農家と小規模農家の間で競合や不均衡が生じる可能性も考えられます。特に、大規模農家への優良農地の集積が進むことで、小規模農家が従前のように農地の貸し借りができなくなるのではないかと懸念があります。大規模農家への農地集約を進めつつ、小規模農家が不利にならないための具体的な取り組みについて。

目標地図の活用と計画達成への対応策について
目標地図の作成により、農地の利用計画が明確化されることが期待されます。この目標地図を地域で具体的にどのように活用していくのか、また、計画達成が難しい場合にはどのような対応策を講じるのか。

2 回目答弁

「小規模農家や高齢者への影響」について

まず、農地の貸し借りには農地法の制約があります。したがって、口頭での小作は農地法に違反し、法的に保護される権利に該当しないため、トラブルが発生しても救済措置は取れません。これを選べるため、適法な契約を結ぶことが必要です。市では広報誌や告知放送などを通じて、適法な契約について周知していきます。さらに、農地の貸し借りに関する不明点があれば、農業政策課または農業委員会へ相談していただければと思います。

「担い手の位置付けと支援策の実効性」について

地域計画への移行に伴い、利用権が廃止されることになるが、農地の貸し借り申請方法はこれまででの利用権の申請方法を基本にしており、申請様式が若干変更されるだけで、混乱はないと考えており、丁寧に対応していきます。また、大規模農家による農地集積と小規模農家との不均衡の懸念については、農地の借受希望者を「借受希望登録者リスト」に登録し、希望者に対して農地の募集案内を行います。希望が重複した場合には調整会議を開き、適切に決定するため、不均衡は生じないと考えています。

地域計画は農業者や地域の方々と話し合いにより、将来の農地利用の姿を示す設計図で

す。計画は10年後を見据えたものであり、一度作成しただけで終わりでなく、年々変化する状況に応じて定期的に見直しを行っていく予定です。

総括：中核となる稲作農家が近隣にいる地域の農地は維持されますが、区画整理が整っていても、後継者不足が深刻な中山間地域の農地の将来は不透明です。多くの農家が「自分の代で終わりにするのはないか」と感じているのではないのでしょうか。今回の法改正に関して、以前なら農家への説明会を、総力を挙げて開催していたと考えますが、それだけ農家の数が減少したのかと感じます。

2. 高齢者の見守りについて

高齢者宅の防犯、高齢者の見守り（孤独死の予防、健康状態の把握）について気になりませんか？

①室内カメラ設置支援について

最近、市内で家屋の不法侵入や窃盗の事件が報告されており、防犯カメラに関する議論が高まっています。特に、離れて暮らす子供たちが高齢の親の安否を確認できるよう、屋内に定点カメラを設置する見守りシステムが注目されています。このシステムは、インターネットを介して高齢者の生活状況を確認できるため、孤独死や生活リズムの崩れといったリスクの軽減が期待されています。例えば、起床後に通る部屋や通路にカメラを設置し、その映像を家族やケアマネジャーに送信する仕組みです。カメラとなるとプライバシーや個人情報問題も高まりますが、画一的な機器に限定せず、多様な選択肢を用意することもある一つの手法ではないでしょうか。高齢者の福祉対策として、このようなカメラ設置の支援を行う考えはないか。

答弁：美作市では、高齢者が生活する住居において、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができる体制として、「緊急通報装置設置事業」や「高齢者見守りシステム事業」などを実施しています。これらの事業は、緊急ボタンや人感センサー機能を活用し、緊急事態に対応するものです。近年、日常的な見守りを希望する高齢者やその家族のニーズに応える室内定点カメラなど、さまざまな機能を備えた機器が登場しています。特に、生成AIを活用した対話型ロボットや見守り機能付きロボットが代表的です。美作市としては、これらの機器の有効性を確認し、見守り機能を備えた機器を購入した高齢者やその家族に対し、購入費用の一部を助成する制度設計について研究していく方針です。

総括：先月の新聞で、岡山県の一人暮らしの高齢者世帯が2050年には14万7千世帯に達し、全世帯の20.1%を占めると予測されると報じられた。この増加に伴い、高齢者の見守りは自身の安全だけでなく、家族や地域全体の安心にも直結する重要な課題となります。9月議会でも、田舎こそIoTの先進地であるべきだと提案した通り、市では緊急通報装置や高齢者見守りシステムを導入し、さらに室内定点カメラや生成AIを活用した新技術を前向きに検討していることが確認できました。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 7 年 3 月 10 日 No. _____

西村大司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-062

合計金額 ￥41,800

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第11号 6p	1,000部		41,800

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西村大司 様

令和 7 年 3 月 10 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
	4	1	8	0	0	-	

収
入
印
紙

但し 美作をよくする会 第11号 6p

1,000部印刷

上記の金額正に領収致しました

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規

電話 (086) 954-06

3 回目の質問

地方創生の観点から、美作岡山道路開通後の企業誘致や定住促進の戦略、沿線地域の商業・観光振興策について具体的なビジョンをお聞かせください。平成元年に東部横断高速自動車道整備期成会が発足し、旧英田町は 143 百万円を拠出しました。完成時期は未定ながら確実に実現すると考えています。住民の期待も大きく、早期完成への要望と地域振興の準備を進めることが我々の役目です。明確な計画の構想をお示しください。

3 回目の答弁（市長）

美作岡山道路の完成を前提に、産業誘致を加速すべき時期に来ています。昨年、県や国会議員が集結し決起集会を開催、東京での期成会総会も影響を与え、令和 6 年度補正予算で 13 億円が計上されました。今後、北部延伸も視野に入れ、県と連携しながら総合戦略を策定し、人的リソースを分担しつつ誘致を推進します。福本の団地の早期売却は道路効果の表れであり、城田・位田周辺の住宅適地や流通業向け開発も進める考えです。産業・流通・住宅のバランスを考慮し、令和 7 年度から誘致活動を強化していきます。

総括

2020 年の国勢調査によると美作市の昼間人口と夜間人口を比較すると夜間人口の割合が多くなっています。このことは、美作市では昼間は市外に出て夜になると市内に帰るといった方が多いということになります。労働力の供給地ということです。

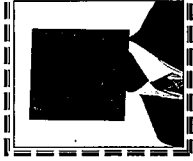
言われている人手不足の背景には、地元で働く場が限られていることも影響しているのではないですか。企業誘致を進め、新しい雇用の場が生まれれば、市外からの転入者を呼び込むチャンスが広がります。また、地元の若者が「地元で魅力的な仕事がある」と感じれば、進学や就職で市外へ流出する人を減らすことにもつながります。新たな企業が進出すれば、雇用の選択肢が広がり、結果として地域の労働市場が活性化することが期待できます。また産業用地の整備には時間がかかるため、今のうちから準備を進め、企業の受け皿を用意しておくことが必要ではないですか。新たな企業が進出すれば、雇用の選択肢が広がり、結果として地域の労働市場が活性化することが期待できます。

一例ですが、小規模・分散型の産業団地やテラワーク拠点、企業や大学と連携した「実証実験の場」、自動運転の実験拠点、AI・ロボット技術の実証フィールドなど、最新技術の導入を進める企業の誘致を進め、地域活性化を図っていただきたい。

聞こえてくる話では、赤磐市の大規模商業ゾーンの計画では千人規模の雇用を計画しているとのこと。美作市にも影響がありそうな話です。

編集後談

執行部の答弁は、すべて市長の方針であることは承知の上ですが、「美岡道を活かした地域活性化」の質疑については、あまりにも消極的な印象がしたため、市長に念押しのもりで質問を行いました。「令和 7 年度から誘致活動を強化する」とのことですので、期待しましょう。「彩々みまさか」は、30 年を超える歴史を刻んでいます。かつては、「田舎の新鮮な野菜が手に入る」と、観光バスの立ち寄り場所となっていました。かつては、観光バスの姿を見ることが少なくなりましたね。



美作をよさる会

会 報 第 11 号
発行 令和 7 年 3 月 11 日

発行責任者／美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号で令和 4 年 4 月 3 日第 1 号発行以来、4 年間の一般質問を主とした会報の区切りとなります。今号では、現在会期中ですが、3 月議会での一般質問を掲載しています
2025 年 3 月定例会 一般質問

1. 健康推進委員の活動について

本市では令和 6 年 6 月議会で「健康寿命を延ばそう条例」を制定し、愛育委員・栄養委員を統合して新たに「健康推進委員」として活動することになった。この条例はテレビや新聞でも紹介され、市長も「県内自治体と競い合い、全国へ広めたい」と発言しており、市民の関心も高い。しかし、4 月 1 日からの活動開始に向けた委員選出期限が迫る中、市からの情報に不透明で地域住民から戸惑いの声が上がっている。特に、健康推進委員の具体的な活動内容や役割が明確でなく、選出作業が進めづらいとの声がある。以下の点について市の見解を問う。

1. 健康推進委員の活動内容について

(1) 健康推進委員の役割について条例第 6 条に 6 項目が定められているが、市が想定する具体的な業務は何か。

(2) 従来の愛育委員・栄養委員と比べ、新たに追加される業務や負担の変化はどうか。

(3) 活動の頻度や具体的な実施方法について、統一的な方針やガイドラインはあるか。

2. 委員の選出人数について

(1) 地区ごとを示されている選出人数に差があるが、その決定基準は何か。

(2) 従来の愛育委員・栄養委員の合計より少なくともなくなった地区があるが、活動への影響をどう考えるか。

(3) 人数変更により負担増の懸念があるが、市の対応策は何か。

3. 健康推進委員への支援策について

(1) 委員の活動に対する市の支援内容（研修、報酬、交通費補助等）は何か。

4. 市民への周知と説明責任について

(1) 役割や活動内容が市民に十分に伝わっていないとの声があるが、市の周知方法は。

(2) 選出する地域住民が理解を深めるための説明会や資料配布の対応は。

(3) 「地元任せ」方針だけでは不安が広がるが、市の説明責任と選出の混乱防止策は。

1 回目の答弁

健康推進委員の活動は、健康課題や健康づくりを基に、健診受診勧奨、もち麦摂取普及、減塩運動、赤ちゃん訪問、子どもの食事アンケート、フレイル予防、地域活動などである。令和 3 年から愛育委員と栄養委員が合同で実施している内容で、大きな変更はない。

活動頻度は事業計画に基づき、市全体で総会年 1 回、役員会年 4 回、地区会年 3 回実施予定。地区単位の活動については地域の考えを尊重する。

委員の選出については、各地区が必要な人数を選出する。負担が増えた場合は活動内容の見直しを含め、地区の意向を踏まえて可能な範囲での活動をお願いする。

市の支援策としては、活動費補助を支給し、研修費もこれに含める。委員報酬は従来と同様の額を来年度当初予算に計上予定。

説明については、令和 4～5 年度にかけて自治振興協議会や包括ケア会議などで説明を行い、区長へも個別対応している。引き続き丁寧に対応する。

2 回目の質問

(1) 「活動は大きく変わらない」とのことだが、新制度移行の目的や意義は何か。単なる名称変更ではないのか。

(2) 市は標準的な活動頻度や内容の指針を示していないが、地区ごとに取り組みに差が生じる懸念はないか。

(3) 「各地区で必要な委員数を選出」としているが、必要人数の目安を示さない理由は。

(4) 「これまで説明会を実施した」とのことだが、住民から説明不足の声が上がっている現状をどう認識しているか。

2 回目の答弁

健康推進委員の目的は、愛育委員・栄養委員の活動を統合し、仲間を増やし共通理解を深めることで市民の健康づくりを推進することにある。単なる名称変更ではない。

市は総会資料にスローガンや重点目標を示しており、健診受診勧奨、もち麦摂取普及、減塩運動、赤ちゃん訪問、子どもの食事アンケート、フレイル予防、地域活動などを市全域で実施するとしている。一方、地区独自の健康づくりは委員の主体性を尊重する。

必要人数を示さない理由は、市全体の活動に加え、地区ごとの独自活動があるため、詳細を把握している地区が決定するのが最善と考ええるからである。負担が増えた場合は、活動内容の見直しを含め、地区の意向を踏まえて対応する。

説明不足の声については、市全体および各地域で説明しているが、不足がある点は認識しており、具体的な活動内容や委員選出方法について地区の実情を聞きながら個別対応を進める。健康政策課へ問い合わせをお願いしたい。

総括

新聞やネットニュースで取り上げられた健康推進委員です。市民の関心、期待の高さから生まれた質問です。市民の期待に応えるべく健康推進委員が円滑に活動できるよう環境整備をしていただくことをお願いしてこの項の質問を終わります。

2. 中山間地域農業の現状と今後の展望について

① 現状の把握と課題認識について

美作市では、国の水田利用の直接支払交付金を活用し、飼料用米や麦・大豆への転換が進められています。一方、主食用米の減少や耕作放棄地の増加、高齢化による担い手不足が深刻化しています。市として、農業振興地域農用地の面積と実際の作付面積の乖離をどの程度把握

② 人口減少を理由に施策を停滞させないために

人口減少が進むからこそ、積極的なまちづくりが必要で、美岡道の整備は地域活性化の好機であり、福本地域の遊休地活用も重要です。人口減少時代に対応したまちづくりのビジョンと施策を具体的ににお聞かせください。

1 回目の答弁

① 産業振興と定住促進について

過去の産業団地は最終的に埋まったものの、資金繰りや補助金支出に苦しんだ経緯から、市は確実な販売見通しがない造成は行わず、企業の用地取得・造成に支援を行う方針です。英田地域では酒蔵跡・製材所跡を HP で紹介し、企業誘致を進めています。また、福本市営住宅跡地の分譲宅地（5 区画）は購入者が決まり、今後も定住促進に取り組みます。

② 人口減少を理由に施策を停滞させないために

「第 3 期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、雇用創出や転入促進などに取り組んでいます。美岡道の早期開通・北部延伸を要望し、開通後の流通機能向上と関連事業所の進出に期待しています。開通時期は未定のため、要望活動を強化する方針です。

2 回目の質問

美岡道を活かした地域活性化の必要性について

① 産業振興と定住促進

津山圏域の 6 市町が県に新産業団地の設置を要望する中、市は「確実に販売できる見通しがないればやばい」ではない」と答弁しました。しかし、過去の産業団地も時間をかけて埋まりました。市が主体となる場合のリスクと、企業が用地を取得・造成する場合のリスクの違いは何か？ 酒蔵跡や製材所跡の事業所誘致の進捗、活用可能な空き物件の掘り起こし状況、福本地域の遊休地活用や分譲宅地の公募結果について具体的に伺います。

② 人口減少を理由に施策を停滞させないために

「第 3 期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では「仕事・人の流れ・魅力的なまちづくり」を掲げています。美岡道開通後の企業誘致・定住促進の戦略、沿線地域の商業・観光振興策のビジョン、英田地域の流通機能向上に向けた具体的な準備や支援策をお聞かせください。

2 回目の答弁

① 美岡道を活用した産業振興と定住促進について

過去の作東産業団地造成では借入金で 46 億円を超え、財政リスクが極めて高かった経験から、市は確実な販売見通しがないば主體的に造成を行うべきではないと考えています。現在、英田地域を含め全市的に企業誘致可能な物件を調査し、HP 掲載物件についても問い合わせがある案件には対応中です。美岡道開通後の製造業への好影響を見極め、企業の意向を把握しながら支援を進めます。

② 福本地内の分譲宅地について

福本市営住宅跡地（5 区画）の分譲では、1㎡あたり 12,719 円、平均価格約 800 万円で、市 HP にて 2024 年 12 月 23 日に公募を告知し、2025 年 1 月 6 日～2 月 5 日を募集期間としました。対象は個人および法人（住宅用途除く）で、申し込み状況は現在審査中です。

握しているのか。また、今後 10 年の農家戸数や耕作面積の推計を行ったことがあるのか

② 耕作放棄地対策と農地管理の強化について

耕作放棄地の増加を防ぐため、不在地主への耕作放棄規制や農地転用規制の強化が必要ではないか。市として、これらの規制導入に向けた法改正要望を行う考えはあるのか。また、担い手農家が地域を超えて農地を活用できる仕組みの構築について、市の支援策を伺います。

1 回目の答弁

現状の把握と課題認識・中山間地域の農地維持

美作市の農業振興地域農用地は令和 6 年度で 2,815 ヘクタールありますが、実際の作付面積の詳細データはありません。ただし、2020 年農林業センサスによる経営耕地面積は 1,625 ヘクタールで、2010 年の 2,097 ヘクタールから減少傾向にあります。今後 10 年間の推計は行っていないですが、農家戸数・耕作面積ともに減少が予測されます。作付面積については営農計画書の提出を求めています。全農家からの提出がないため、現状把握が課題となっています。

中山間地域の農地維持については、今年度中に地域計画の策定が必要であり、関係者と協議を進めています。計画は状況に応じて定期的に見直す必要があります。また、各農家の意見を聞く仕組みとして、新たな組織を設けるよりも、既存の中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業を活用し、継続的な支援体制を強化することが重要です。不在地主の土地活用については、個別相談に応じる形で対応していきます。

2 回目の質問

中山間地域農業の現状と今後の展望について

① 現状の把握と課題認識について

2010 年からの 10 年間で農家数は 3,953 戸から 2,666 戸へ 32.9%減少、経営耕地面積も 2,097ha から 1,625ha へ 22.5%減少しています。農業振興地域農用地は 2,815ha あり、経営面積との差が 1,190ha (42.2%) と大きく乖離しています。作付面積についての把握が不十分とのことですが、2020 年以降の農地利用状況の調査・分析が行われていれば、その結果を示してください。

② 持続可能な農業への支援策について

新規就農者支援について、「50 歳から 65 歳未満」が対象とされている理由は何か。年齢制限の妥当性について、市の考えを示してください。

2 回目の答弁

① 現状の把握と課題認識について

作付面積の把握については、全農家へ営農計画書の提出を求めています。販売を目的とした転作作物に対する制度上、提出率は約 6 割にとどまっています。そのため、正確な作付面積の把握には課題がありますが、提出されたデータによると、2020 年度の作付面積は 1,750 ヘクタール、2024 年度は 1,591 ヘクタールと減少傾向にあります。

② 中山間地域の農地維持について

今後の農業政策立案において、農家戸数と耕作面積の推計を行うことは必要と考えます。過去 10 年間で約 2 割減少していることから、今後も同様の傾向が続くと予測されます。中

山間地域の農業維持には、国の「中山間地域等直接支払事業」の活用が重要であり、事務作業の効率化と継続的な取り組みが求められます。また、農産加工物の販売促進のため、「道の駅彩菜茶屋」や「彩菜みまさか箕面彩都店」などの産直市場への支援を継続していきます。

③ 耕作放棄地対策と農地管理の強化について

現在、市内の中山間地域等直接支払事業の協定数は 89、取り組み面積は 999 ヘクタール、多面的機能支払交付金事業の広域活動組織には 113 集落が加入し、取り組み面積は 1,628 ヘクタールとなっています。令和 7 年度には 1,730 ヘクタールを目標とし、さらなる拡大を図ります。不在地主の農地管理については、課税固定資産台帳を基に所有者を把握していますが、相続登記が行われない場合は管理システムに反映されないため、課題が残ります。耕作放棄地の発生防止には、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業を活用し、農地の維持管理を進めることが有効と考えます。

④ 持続可能な農業への支援策について

新規就農者支援について、国の支援策では 50 歳未満が対象ですが、市独自の「美作市新規就農支援事業」では、認定新規就農者であることを条件に、50 歳以上 65 歳未満の方も対象としています。これは、国の支援対象外となる層に対する補完措置であり、新規就農者の増加につなげることを目的としています。

総括

基本となる数字が複数あり、様子が把握できません。全農家数はいくらなのか、農林業センサスよりも営農計画書を送付している農家の 6 割が作付している面積のほうが 125ha も多い説明となっている。また、10 年後の想定を 10 年前と同程度とされているが、当時の農家の主役は何歳であったのか、現在の農家の主役は 70 歳前後ではないか。10 年後、農家の主役が 80 歳近くなると想定される。農家の減少、それに伴う耕作放棄地の増加は一次関数にはならないと思われる。また補助事業についても、地域の農業を支えているのは 70 歳前後の方です。農機具の耐用年数を 7 年とすれば、75 歳まで補助対象を広げても良い気がします。

各農家のアンケートや話し合いを通じて、基礎的な集落の状況や意向を把握したほうが良い。その作業を踏まえて地域計画や農振計画の抜本的な見直しをしてはどうか。農地の集積は当然必要だが、集落の基礎的な事項もわからず、やみくもに権利設定だけを進めても、地域の営農継続の邪魔になる場合もあるのではないか。不在地主で耕作放棄している土地は、近隣農家にとって大きな障害となる。今後増えてくる恐れもあります。今年は、大きな統計の年です。農林業センサスを機に抜本的な検証をすべきではないか。

3. 美岡道を活かした地域活性化の必要性について

① 産業振興と定住促進

私は「美岡道をてこに地域の活性化」を掲げ、早期完成を訴えてきました。英田・湯郷・柵原（仮称）IC を活用し、産業団地や住宅団地の整備を提案してきましたが、市は積極的な姿勢を示していません。美岡道の完成を見据え、新たな産業団地の造成や企業誘致、移住・定住促進策について、市の方針を伺います。

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 7 年 3 月 18 日

No. _____

西村大司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田規義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0616

合計金額 ￥24,200

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	美作をよくする会 第11号 6p	400部		24,200

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西村大司 様

令和 7 年 3 月 18 日

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円
	2	4	2	0	0	0	-

収入
印
紙

但し

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田規

電話 (086) 954-0616

上記の金額正に領収致しました

3 回目の質問

地方創生の観点から、美作岡山道路開通後の企業誘致や定住促進の戦略、沿線地域の商業・観光振興策について具体的なビジョンをお聞かせください。平成元年に東部横断高速自動車道整備期成会が発足し、旧英田町は 143 百万円を拠出しました。完成時期は未定ながら確実に実現すると考えています。住民の期待も大きく、早期完成への要望と地域振興の準備を進めることが我々の役目です。明確な計画の構想をお示ください。

3 回目の答弁（市長）

美作岡山道路の完成を前提に、産業誘致を加速すべき時期にきています。昨年、県や国会議員が集結し決起集会を開催、東京での期成会総会も影響を与え、令和 6 年度補正予算で 13 億円が計上されました。今後、北部延伸も視野に入れ、県と連携しながら総合戦略を策定し、人的リソースを分担しつつ誘致を推進します。福本の団地の早期売却は道路効果の表れであり、城田・位田周辺の住宅適地や流通業向け開発も進める考えです。産業・流通・住宅のバランスを考慮し、令和 7 年度から誘致活動を強化していきます。

総括

2020 年の国勢調査によると美作市の昼間人口と夜間人口を比較すると夜間人口のほうが多くなっています。このことは、美作市では昼間は市外に出て夜になると市内に帰るといった方が多いということになります。労働力の供給地ということです。

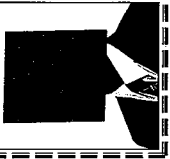
言われている人手不足の背景には、地元で働く場が限られていることも影響しているのではないですか。企業誘致を進め、新しい雇用の場が生まれれば、市外からの転入者を呼び込むチャンスが広がります。また、地元の若者が「地元で魅力的な仕事がある」と感じれば、進学や就職で市外へ流出する人を減らすことにもつながります。新たな企業が進出すれば、雇用の選択肢が広がり、結果として地域の労働市場が活性化することが期待できます。また、雇用地の整備には時間がかかるため、今のうちから準備を進め、企業の受け皿を用意しておくことが必要ではないですか。新たな企業が進出すれば、雇用の選択肢が広がり、結果として地域の労働市場が活性化することが期待できます。

一例ですが、小規模・分散型の産業団地やテレワーク拠点、企業や大学と連携した「実証実験の場」、自動運転の実験拠点、AI・ロボット技術の実証フィールドなど、最新技術の導入を進める企業の誘致を進め、地域活性化を図っていただきたい。

聞かえてくる話では、赤磐市の大規模商業ゾーンの計画では千人規模の雇用を計画しているとのこと。美作市にも影響がありそうな話です。

編集後記

執行部の答弁は、すべて市長の方針であることは承知の上ですが、「美岡道を活かした地域活性化」の質疑については、あまりにも消極的な印象がしたため、市長に念押しのもつりで質問を行いました。「令和 7 年度から誘致活動を強化する」とのことですので、期待しましょう。「彩々みまさか」は、30 年を超える歴史を刻んでいます。かつては、「田舎の新鮮な野菜が手に入る」と、観光バスの立ち寄り場所となっていました。観光バスの姿を見るのが少なくなりましたね。



美作をよくする会

会 報 第 11 号
発行 令和 7 年 3 月 11 日

発行責任者／美作市議会議員 西村大司

TEL/FAX

この号で令和 4 年 4 月 3 日第 1 号発行以来、4 年間の一般質問を主とした会報の区切りとなります。今号では、現在会期中ですが、3 月議会での一般質問を掲載しています

2025 年 3 月定例会 一般質問

1. 健康推進委員の活動について

本市では令和 6 年 6 月議会で「健康寿命を延ばそう条例」を制定し、愛育委員・栄養委員を統合して新たに「健康推進委員」として活動することになった。この条例はテレビや新聞でも紹介され、市長も「県内自治体と競い合い、全国へ広めたい」と発言しており、市民の関心も高い。しかし、4 月 1 日からの活動開始に向けた委員選出期限が迫る中、市からの情報が入り、不明瞭で地域住民から戸惑いの声が上がっている。特に、健康推進委員の具体的な活動内容や役割が明確でなく、選出作業が進めづらいとの声がある。以下の点について市の見解を問う。

1. 健康推進委員の活動内容について

(1) 健康推進委員の役割について条例第 6 条に 6 項目が定められているが、市が想定する具体的な業務は何か。

(2) 従来の愛育委員・栄養委員と比べ、新たに追加される業務や負担の変化はどうか。

(3) 活動の頻度や具体的な実施方法について、統一的な方針やガイドラインはあるか。

2. 委員の選出人数について

(1) 地区ごとに示されている選出人数に差があるが、その決定基準は何か。

(2) 従来の愛育委員・栄養委員の合計よりも少なくなった地区があるが、活動への影響をどう考えるか。

(3) 人数変更により負担増の懸念があるが、市の対応策は何か。

3. 健康推進委員への支援策について

(1) 委員の活動に対する市の支援内容（研修、報酬、交通費補助等）は何か。

4. 市民への周知と説明責任について

(1) 役割や活動内容が市民に十分に伝わっていないとの声があるが、市の周知方法は。

(2) 選出する地域住民が理解を深めるための説明会や資料配布の対応は。

(3) 「地元任せ」方針だけでは不安が広がるが、市の説明責任と選出の混乱防止策は。

1 回目の答弁

健康推進委員の活動は、健康課題や健康づくりを基に、健診受診勧奨、もち表摂普及、減塩運動、赤ちゃん訪問、子どもの食事アンケート、フレイル予防、地域活動などである。令和 3 年から愛育委員と栄養委員が合同で実施している内容で、大きな変更はない。

活動頻度は事業計画に基づき、市全体で総会年 1 回、役員会年 4 回、地区会年 3 回実施予定。地区単位の活動については地域の考えを尊重する。

委員の選出については、各地区が必要な人数を選出する。負担が増えた場合は活動内容の見直しを含め、地区の意向を踏まえて可能な範囲での活動をお願いする。

市の支援策としては、活動費補助を支給し、研修費もこれに含める。委員報酬は従来と同様の額を来年度当初予算に計上予定。

説明については、令和 4～5 年度にかけて自治振興協議会や包括ケア会議などで説明を行い、区長へも個別対応している。引き続き丁寧に対応する。

2 回目の質問

(1) 「活動は大きく変わらない」とのことだが、新制度移行の目的や意義は何か。単なる名称変更ではないのか。

(2) 市は標準的な活動頻度や内容の指針を示していないが、地区ごとに取り組みに差が生じる懸念はないか。

(3) 「各地区で必要な委員数を選出」としているが、必要人数の目安を示さない理由は。

(4) 「これまで説明会を実施した」とのことだが、住民から説明不足の声が上がっている現状をどう認識しているか。

2 回目の答弁

健康推進委員の目的は、愛育委員・栄養委員の活動を統合し、仲間を増やし共通理解を深めることで市民の健康づくりを推進することにある。単なる名称変更ではない。

市は総会資料にスローガンや重点目標を示しており、健診受診勧奨、もち麦摂取普及、減塩運動、赤ちゃん訪問、子どもの食事アンケート、フレイル予防、地域活動などを市全域で実施するとしている。一方、地区独自の健康づくりは委員の主体性を尊重する。

必要人数を示さない理由は、市全体の活動に加え、地区ごとの独自活動があるため、詳細を把握している地区が決定するのが最善と考えるからである。負担が増えた場合は、活動内容の見直しを含め、地区の意向を踏まえて対応する。

説明不足の声については、市全体および各地域で説明しているが、不足がある点は認識しており、具体的な活動内容や委員選出方法について地区の実情を聞きながら個別対応を進める。健康政策課へ問い合わせをお願いしたい。

総括

新聞やネットニュースで取り上げられた健康推進委員です。市民の関心、期待の高さから生まれた質問です。市民の期待に応えるべく健康推進委員が円滑に活動できるよう環境整備をしていただくことをお願いしてこの項の質問を終わります。

2. 中山間地域農業の現状と今後の展望について

① 現状の把握と課題認識について

美作市では、国の水田活用の直接支払交付金を活用し、飼料用米や麦・大豆への転換が進められています。一方、主食用米の減少や耕作放棄地の増加、高齢化による担い手不足が深刻化しています。市として、農業振興地域農用地の面積と実際の作付面積の乖離をどの程度把

② 人口減少を理由に施策を停滞させないために

人口減少が進むからこそ、積極的なまちづくりが必要です。美岡道の整備は地域活性化の好機であり、福本地域の遊休地活用も重要です。人口減少時代に対応したまちづくりのビジョンと施策を具体的ににお聞かせください。

1 回目の答弁

① 産業振興と定住促進について

過去の産業団地は最終的に埋まったものの、資金繰りや補助金支出に苦しんだ経緯から、市は確実な販売見通しがない造成は行わず、企業の用地取得・造成に支援を行う方針です。英田地域では酒蔵跡・製材所跡を HP で紹介し、企業誘致を進めています。また、福本市営住宅跡地の分譲宅地（5 区画）は購入者が決まり、今後も定住促進に取り組みます。

② 人口減少を理由に施策を停滞させないために

「第 3 期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、雇用創出や転入促進などに取り組んでいます。美岡道の早期開通・北部延伸を要望し、開通後の流通機能向上と関連事業所の進出に期待しています。開通時期は未定のため、要望活動を強化する方針です。

2 回目の質問

美岡道を活かした地域活性化の必要性について

① 産業振興と定住促進

津山圏域の 6 市町が県に新産業団地の設置を要望する中、市は「確実に販売できる見通しがないければやるべきではない」と答弁しました。しかし、過去の産業団地も時間をかけて埋まりました。市が主体となる場合のリスクと、企業が用地を取得・造成する場合のリスクの違いは何か？酒蔵跡や製材所跡の事業所誘致の進捗、活用可能な空き物件の掘り起こし状況、福本地域の遊休地活用や分譲宅地の公募結果について具体的に伺います。

② 人口減少を理由に施策を停滞させないために

「第 3 期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では「仕事・人の流れ・魅力的なまちづくり」を掲げています。美岡道開通後の企業誘致・定住促進の戦略、沿線地域の商業・観光振興策のビジョン、英田地域の流通機能向上に向けた具体的な準備や支援策をお聞かせください。

2 回目の答弁

① 美岡道を活用した産業振興と定住促進について

過去の作東産業団地造成では借入金が 46 億円を超え、財政リスクが極めて高かった経験から、市は確実な販売見通しがないければ主体的に造成を行うべきではないと考えています。現在、英田地域を含め全市的に企業誘致可能な物件を調査し、HP 掲載物件についても問い合わせがある案件には対応中です。美岡道開通後の製造業への好影響を見極め、企業の意向を把握しながら支援を進めます。

② 福本地内の分譲宅地について

福本市営住宅跡地（5 区画）の分譲では、1 ㎡あたり 12,719 円、平均価格約 300 万円です。市 HP にて 2024 年 12 月 23 日に公募を告知し、2025 年 1 月 6 日～2 月 5 日を募集期間としました。対象は個人および法人（社宅用途除く）で、申し込み状況は現在審査中です。

握しているのか。また、今後 10 年の農家戸数や耕作面積の推計を行ったことがあるのか

② 耕作放棄地対策と農地管理の強化について

耕作放棄地の増加を防ぐため、不在地主への耕作放棄規制や農地転用規制の強化が必要ではないか。市として、これらの規制導入に向けた法改正要望を行う考えはあるのか。また、担い手農家が地域を超えて農地を活用できる仕組みの構築について、市の支援策を伺います。

1 回目の答弁

現状の把握と課題認識・中山間地域の農地維持

美作市の農業振興地域農用地は令和 6 年度で 2,815 ヘクタールありますが、実際の作付面積の詳細データはありません。ただし、2020 年農林業センサスによる経営耕地面積は 1,625 ヘクタールで、2010 年の 2,097 ヘクタールから減少傾向にあります。今後 10 年間の推計は行っていないですが、農家戸数・耕作面積ともに減少が予測されます。作付面積については営農計画書の提出を求めています、全農家からの提出がないため、現状把握が課題となっています。

中山間地域の農地維持については、今年度中に地域計画の策定が必要であり、関係者と協議を進めています。計画は状況に応じて定期的に見直す必要があります。また、各農家の意見を聞く仕組みとして、新たな組織を設けるよりも、既存の中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業を活用し、継続的な支援体制を強化することが重要です。不在地主の土地活用については、個別相談に応じる形で対応していきます。

2 回目の質問

中山間地域農業の現状と今後の展望について

① 現状の把握と課題認識について

2010 年からの 10 年間で農家数は 3,953 戸から 2,666 戸へ 32.9%減少、経営耕地面積も 2,097ha から 1,625ha へ 22.5%減少しています。農業振興地域農用地は 2,815ha あり、経営面積との差が 1,190ha (42.2%) と大きく乖離しています。作付面積についての把握が不十分とのことですが、2020 年以降の農地利用状況の調査・分析が行われていれば、その結果を示してください。

② 持続可能な農業への支援策について

新規就農者支援について、「50 歳から 65 歳未満」が対象とされている理由は何か。年齢制限の妥当性について、市の考えを示してください。

2 回目の答弁

① 現状の把握と課題認識について

作付面積の把握については、全農家へ営農計画書の提出を求めています、販売を目的とした転作作物に対する制度上、提出率は約 6 割にとどまっています。そのため、正確な作付面積の把握には課題がありますが、提出されたデータによると、2020 年度の作付面積は 1,750 ヘクタール、2024 年度は 1,591 ヘクタールと減少傾向にあります。

② 中山間地域の農地維持について

今後の農業政策立案において、農家戸数と耕作面積の推計を行うことは必要と考えます。過去 10 年間で約 2 割減少していることから、今後も同様の傾向が続くと予測されます。中

山間地域の農業維持には、国の「中山間地域等直接支払事業」の活用が重要であり、事務作業の効率化と継続的な取り組みが求められます。また、農産加工物の販売促進のため、「道の駅彩葉茶屋」や「彩葉みまさか箕面彩都店」などの産直市場への支援を継続していきます。

③ 耕作放棄地対策と農地管理の強化について

現在、市内の中山間地域等直接支払事業の協定数は 89、取り組み面積は 999 ヘクタール、多面的機能支払交付金事業の広域活動組織には 113 集落が加入し、取り組み面積は 1,628 ヘクタールとなっています。令和 7 年度には 1,730 ヘクタールを目標とし、さらなる拡大を図ります。不在地主の農地管理については、課税固定資産台帳を基に所有者を把握していますが、相続登記が行われない場合は管理システムに反映されないため、課題が残ります。耕作放棄地の発生防止には、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業を活用し、農地の維持管理を進めることが有効と考えます。

④ 持続可能な農業への支援策について

新規就農者支援について、国の支援策では 50 歳未満が対象ですが、市独自の「美作市新規就農支援事業」では、認定新規就農者であることを条件に、50 歳以上 65 歳未満の方も対象としています。これは、国の支援対象外となる層に対する補完措置であり、新規就農者の増加につなげることを目的としています。

総括

基本となる数字が複数あり、様子が把握できません。全農家数はいくらなのか、農林業センサスよりも営農計画書を送付している農家の 6 割が作付している面積のほうが 125ha も多い説明となっている。また、10 年後の想定を 10 年前と同程度とされているが、当時の農家の主役は何歳であったのか、現在の農家の主役は 70 歳前後ではないか。10 年後、農家の主役が 80 歳近くなると想定される。農家の減少、それに伴う耕作放棄地の増加は一次関数にはならないと思われる。また補助事業についても、地域の農業を支えているのは 70 歳前後の方です。農機具の耐用年数を 7 年とすれば、75 歳まで補助対象を広げても良い気がします。

各農家のアンケートや話し合いを通じて、基礎的な集落の状況や意向を把握したほうが良い。その作業を踏まえて地域計画や農振計画の抜本的な見直しをしてはどうか。農地の集積は当然必要だが、集落の基礎的な事項もわからず、やみくもに権利設定だけを進めても、地域の営農継続の邪魔になる場合もあるのではないかと。不在地主で耕作放棄している土地は、近隣農家にとって大きな障害となる。今後増えてくる恐れもあります。今年は、大きな統計の年です。農林業センサスを機に抜本的な検証をすべきではないかと。

3. 美岡道を活かした地域活性化の必要性について

① 産業振興と定住促進

私は「美岡道をてこに地域の活性化」を掲げ、早期完成を訴えてきました。英田・湯郷・柵原（仮称）IC を活用し、産業団地や住宅団地の整備を提案してきましたが、市は積極的な姿勢を示していません。美岡道の完成を見据え、新たな産業団地の造成や企業誘致、移住・定住促進策について、市の方針を伺います。

(様式第 15 号)

政務活動記録 (名刺代)

会派(美作をよくする会)

支払年月日	枚数	金額 (円)
令和 6 年 10 月 18 日	300	9, 000
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
令和 年 月 日		
合計	① 9, 000	
該当経費 (①×按分率 1 / 2、ただし年額上限 5, 000 円)		4, 500

添付書類 ※様式第 10 号 (領収書貼付)

※作成した名刺

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

請 求 書

令和 6 年 6 月 17 日

No. _____

西村大司 様

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規 義

TEL 086-954-0615 FAX 086-954-0627

合計金額 ￥9,000

月日	品 名	数 量	単 価	金 額
	名刺 両面 (カラー/1色)	300枚		9,000

上記のとおり御請求申し上げます

領 収 証

No. _____

西村大司 様

令和 6 年 10 月 18 日

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
			9	9	0	0	0

但し 名刺 300枚

収
入
印
紙

上記の金額正に領収致しました

岡山県赤磐市周匝1467

周 匝 印 刷 所

黒田 規

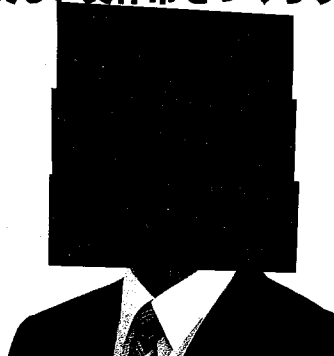
電話 (086) 954-06

(様式第 10 号)

領収書用貼付用紙

(記載事項が重ならないよう貼付)

美しい美作市をつくろう！



美作市議会議員
にしむら たいじ
西村大司

TEL

TEL/FAX

〒

